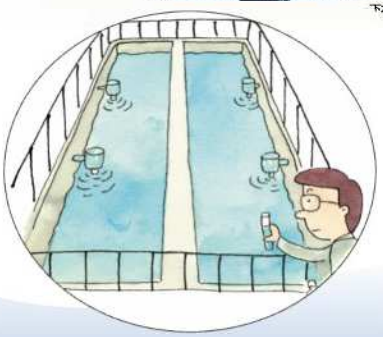
2026
あきたの下水道
〔資料編〕









秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

あきたの下水道の本編については、県のウェブサイト「美の国あきたネット」の下水道マネジメント推進課のページからダウンロードできます。
URLは「http://www.pref.akita.lg.jp/gesuido/」です。

目　　次

Page

１．あきた循環のみず推進計画 2016
(1) 概要 ・・・・・ 1
(2) 広域化・共同化の取組 ・・・・・ 2

２．～大変革の時代～　新秋田元気創造プラン
(1) 概要 ・・・・・ 3
(2) 秋田県総合計画における下水道事業の位置づけ ・・・・・ 3

３．汚水処理整備状況
(1) 秋田県の生活排水処理整備
1) 秋田県生活排水処理構想（第４期）
① 市町村別　全体フレーム　令和１７年（整備手法別　処理人口・処理区数） ・・・・・ 4
② 市町村別　全体フレーム普及率　令和１７年 ・・・・・ 4
③ 市町村別　令和１７年目標（整備手法別、処理人口・処理区数） ・・・・・ 5
④ 市町村別　令和１７年目標普及率 ・・・・・ 5
2) 汚水処理人口普及率
① 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（事業区分別） ・・・・・ 6
② 秋田県汚水処理人口普及率 ・・・・・ 7
③ 汚水処理人口普及率推移グラフ ・・・・・ 8
(2) 秋田県の下水道
1) 下水道のあゆみ ・・・・・ 9
2) 流域下水道の状況
① 流域下水道事業の実施状況 ・・・・・ 10
② 流域下水道事業の概要 ・・・・・ 11
3) 公共下水道の状況
① 公共下水道事業の実施状況 ・・・・・ 12
② 下水道処理人口普及率 ・・・・・ 13
③ 下水道整備率 ・・・・・ 14
④ 下水道接続率 ・・・・・ 15
⑤ 公共下水道事業の計画概要 ・・・・・ 16
4) 下水道終末処理場の概要 ・・・・・ 17
5) 下水汚泥の状況
① 下水汚泥の処理処分状況 ・・・・・ 18
② 下水汚泥の現状 ・・・・・ 19
(3) 全国の汚水処理人口普及状況
1) 都道府県別普及状況 ・・・・・ 20

４．下水道使用料・負担金・助成金の制定状況
(1) 下水道使用料 ・・・・・ 21
(2) 受益者負担金 ・・・・・ 22
(3) 水洗化助成・貸付制度 ・・・・・ 24

５．水質の規制状況
(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準） ・・・・・ 26
(2) 放流水に対する規制（排水基準） ・・・・・ 27
(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分 ・・・・・ 28

６．農業集落排水施設
(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ ・・・・・ 29
(2) 農業集落排水施設 地区(処理区)一覧表 ・・・・・ 30
(3) 農業集落排水施設 処理人口普及率、整備率 ・・・・・ 33
(4) 農業集落排水施設 接続率 ・・・・・ 34
(5) 農業集落排水施設 使用料 ・・・・・ 35
(6) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度 ・・・・・ 36

７．漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等
(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表 ・・・・・ 37
(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率 ・・・・・ 38

８．合併処理浄化槽整備事業
(1) 合併処理浄化槽整備事業概要 ・・・・・ 39
(2) 法定検査の実施状況（第７条及び第１１条検査） ・・・・・ 40
(3) 合併処理浄化槽施設 使用料 ・・・・・ 41
(4) 合併処理浄化槽 補助金制度 ・・・・・ 42

平素より、本県の生活排水処理事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

下水道等の生活排水処理施設は、快適な生活環境の実現や豊かな水環境の保全に不可欠な社会資本です。近年、激甚化する自然災害への備え、人口減少下での持続可能な事業運営、そして施設の老朽化対策といった、我々が向き合うべき課題はますます複雑化しております。

こうした状況に対応するため、秋田県では、官民連携による効率的な事業運営を目指す「水の官民連携」や、市町村の垣根を越えて協力する「広域化・共同化」の取り組みを推進しております。さらに、県民の皆様の命と暮らしを守るため、令和６年度には「上下水道耐震化計画」を策定し、大規模地震への備えを計画的に進めていくことといたしました。

これらの新たな取り組みを推進力とし、「あきた循環のみず推進計画２０１６　秋田県生活排水処理構想（第４期構想）」に掲げる令和 17 年度末の普及率 95%という目標の達成に向け、職員一同、決意を新たにしているところでございます。

本資料は、こうした社会情勢の変化に対応する我々の事業の進捗と計画をまとめたものです。皆様には、本資料を通じて、未来の秋田を支える本事業へのご理解を一層深めていただければ幸いです。引き続き、皆様の変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

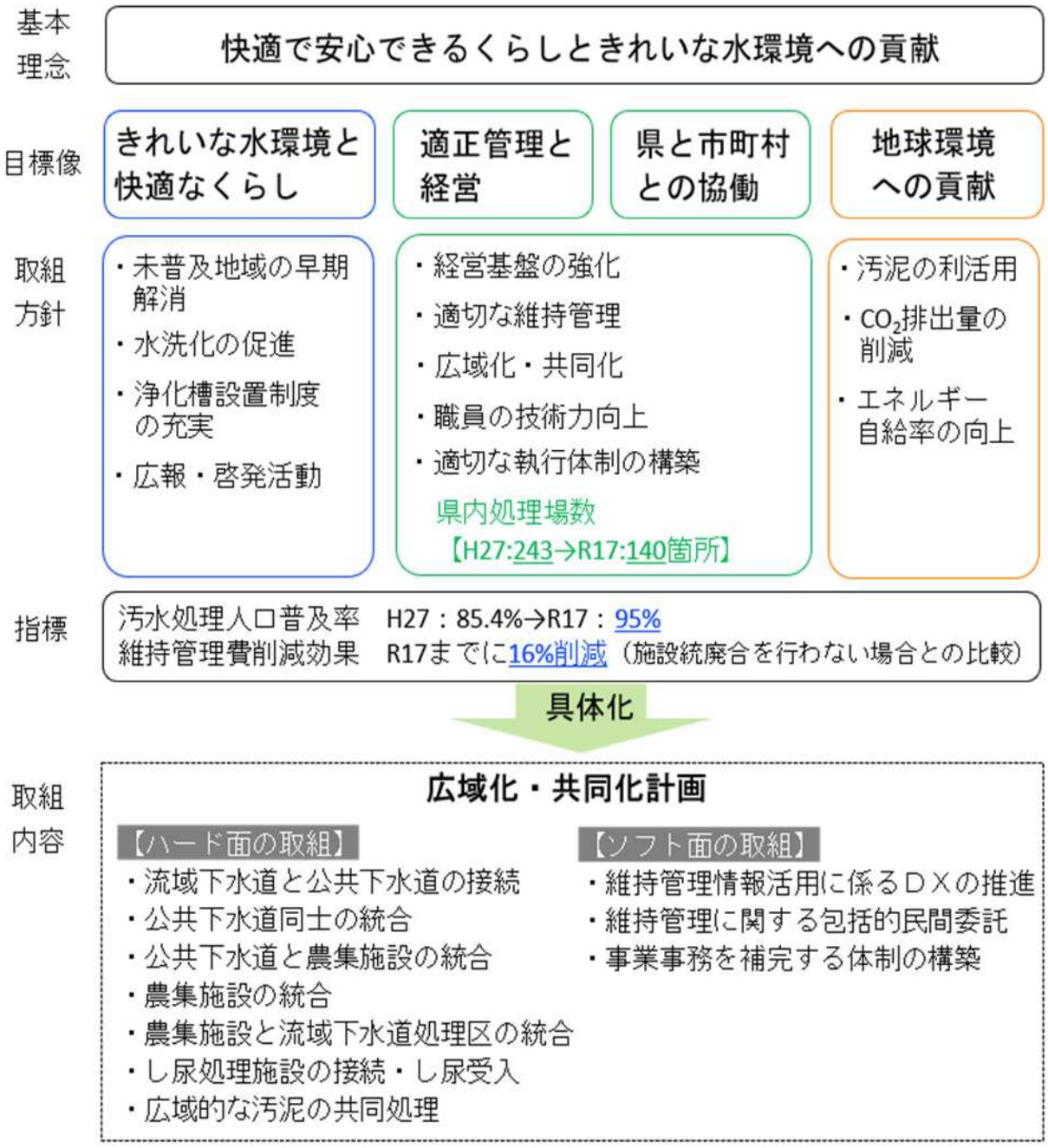
秋田県　建設部　下水道マネジメント推進課長

１．あきた循環のみず推進計画 2016

（１）概要

全国平均を上回る人口減少の進行や、県内自治体の厳しい財政状況を踏まえると、各自治体が単独で生活排水処理事業を運営し続けることが困難となるおそれがあります。

県及び市町村は「快適で安心できるくらしときれいな水環境への貢献」を基本理念とする「あきた循環のみず推進計画 2016（秋田県生活排水処理構想〈第４期構想〉）」を策定し、本構想に基づいて未普及地域の早期解消、資源の有効活用、そして協働による持続的な事業運営の実現を目指した取組を進めています。

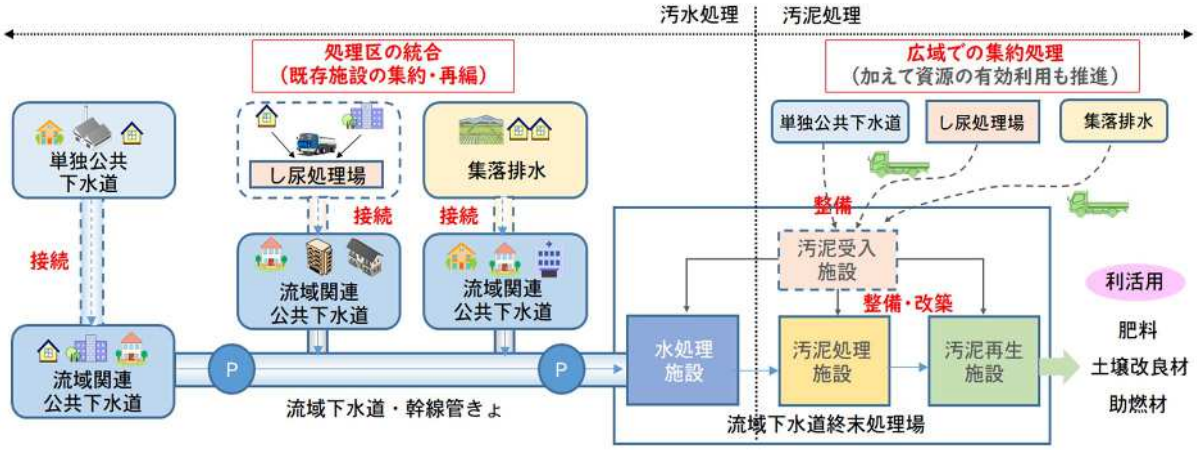


▲あきた循環のみず推進計画 2016(R5.3 見直し版)の構成

（２）広域化・共同化の取組

あきた循環のみず推進計画 2016 の一部である「広域化・共同化計画」においては、ハード・ソフト両面における取組内容を定めるとともに、具体的な取組時期をロードマップとして取りまとめています。

施設の集約・再編や事務処理の共同化など県・市町村の連携施策を着実に進め、維持管理コストの低減を目指します。



▲流域下水道を核とした広域化・共同化のイメージ

効率的な予算執行と民間ノウハウの活用を目的として**ＤＢＯ方式**で事業を実施

県北地区広域汚泥資源化事業

◆県北地区３市３町１組合の汚泥を県流域下水道大館処理センターへ集約して資源化

設計・施工　H29.5～R2.3
維持管理・運営　R2～R21
（20年間）




県南地区広域汚泥資源化事業

◆県南地区４市２町の汚泥を県流域下水道横手処理センターへ集約してコンポスト化し肥料として利用

設計・施工　R5.1～R7.3
維持管理・運営　R7～R26
（20年間）





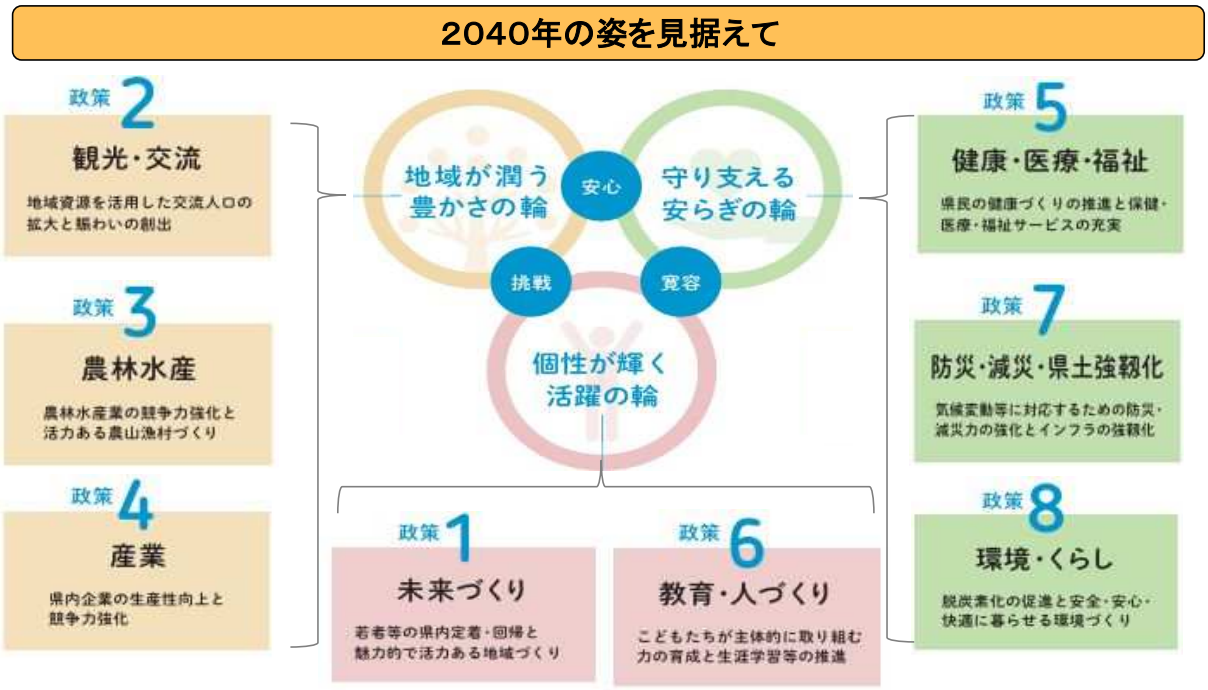

▲汚泥の広域資源化事業

２．秋田県総合計画　～秋田再興への第一歩～

（１）概要

秋田県では、全国最速のペースで進行する人口減少や少子高齢化、激甚化する気候変動や社会構造の大転換期といった厳しい現実に正面から立ち向かい、持続可能で活力ある秋田を創り上げていくための最上位計画・県政運営の指針として、2026年度から2029年度までの4年間を計画期間とする「秋田県総合計画 ～秋田再興への第一歩～」を策定しました。

本計画では、「寛容・挑戦・安心」の基本理念のもと、「新時代に咲き誇る秋田 ～県民の夢を育み、県民の希望をかなえる～」を「目指す姿」に掲げています。 この目指す姿の実現に向け、行政分野ごとに体系化された「八つの政策」を展開し、これらが織りなす「三つの輪」（「地域が潤う豊かさの輪」、「個性が輝く活躍の輪」、「守り支える安らぎの輪」）が互いに連携し好循環を生み出すことで、持続可能な地域社会の構築を目指します。特に、本県が抱える最大の最重要課題である「人口減少問題への対応（社会減の抑制）」に重点的に取り組みます。



（２）秋田県総合計画における下水道事業の位置づけ

本計画において、下水道事業（生活排水処理等）は、県民の安全・安心な暮らしを守り、持続可能な社会・環境を未来へ引き継ぐための不可欠な生活基盤（社会資本）として、複数の政策において極めて重要な役割に位置づけられています。

●政策７：防災・減災・県土強靭化			
	施策１：気候変動等に対応した災害に強い地域社会を実現する		
		方向性２：大規模地震等に備えた戦略的なインフラの整備	
			具体的取組６：下水道施設（処理場・ポンプ場）の耐震化率の向上
			現状・目標値：（2024年度）：79.6% ➡ 2029年度目標値：81.6%
	施策２：社会経済活動を支えるインフラを強化する		
		方向性３：日常生活を支える身近なインフラの整備	
			具体的取組１：公共下水道や合併浄化槽の整備を促進
			具体的取組２：市町村における水道水の供給体制の整備等を支援
	施策３：持続可能なインフラマネジメントを実現する		
		方向性１：インフラの老朽化への対応	
			具体的取組１：下水道の計画的な修繕・更新を実施する
		方向性２：市町村との連携等による効率的なインフラの維持管理	
			具体的取組１：生活排水処理施設の集約・再編や汚泥処理の広域化・共同化
			現状・目標値：（2024年度）：206箇所 ➡ 2029年度目標値：193箇所
●政策８：環境・くらし			
	施策２：カーボンニュートラルの実現に向けた地域社会を形成する		
		方向性１：県民の行動変容や事業者の取組による地域脱炭素化の推進	
			具体的取組６：下水処理場を核に再エネ拠点整備など地域循環型エネルギーの活用を推進

３．汚水処理整備状況

（１）秋田県の生活排水処理整備

１）生活排水処理構想（第４期）

①　市町村別　全体フレーム　令和１７年（整備手法別　処理人口・処理区数）

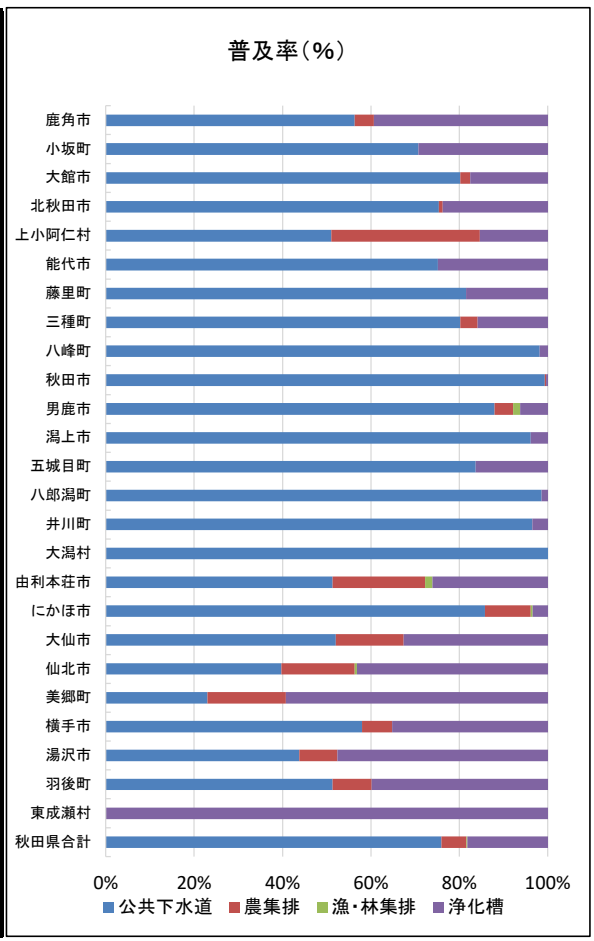
左欄：処理区数（箇所）　　右欄：処理人口（人）

地区名	市町村名	集合処理施設																個別処理施設				合計		
		公共下水道								集落排水								小計	合併処理浄化槽（個人設置）	浄化槽市町村整備推進事業	個別排水処理施設整備事業	小計		
		単独 公共		単独 特環		流域関連（公共・特環）		計		農業集落排水		漁業・林業集落排水		簡易・小規模排水		計								
鹿角	鹿角市	1	200	0	0	1	12,810	2	13,000	2	990	0	0	0	0	2	990	4	13,990	9,090	0	0	9,090	23,080
	小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	1,000	0	0	1,000	3,410
北秋田	大館市	0	0	0	0	1	44,600	1	44,600	2	1,240	0	0	0	0	2	1,240	3	45,850	7,740	1,450	550	9,740	55,590
	北秋田市	3	15,070	1	820	0	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,080	4,290	720	0	5,010	21,100
	上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,200	220	0	0	220	1,430
山本	能代市	1	28,900	0	0	0	0	1	28,900	0	0	0	0	0	0	0	0	1	28,900	1,800	7,760	0	9,560	38,460
	藤里町	0	0	1	1,720	0	0	1	1,720	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,720	130	260	0	390	2,110
	三種町	0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	0	2	440	3	9,510	1,800	0	0	1,800	11,310
	八峰町	0	0	1	4,670	0	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	90	4,760
秋田	秋田市	0	0	1	40	1	251,330	2	251,370	2	740	0	0	0	0	2	740	4	252,100	0	930	70	1,000	253,100
	男鹿市	0	0	0	0	1	16,480	1	16,480	1	780	2	300	0	0	3	1,080	4	17,560	1,000	170	0	1,170	18,730
	潟上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	780	210	0	990	25,600
	五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,820	940	0	0	940	5,760
	八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,870	70	0	0	70	4,940
	井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	110	0	20	130	3,730
	大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,210	0	0	0	0	3,210
由利	由利本荘市	2	24,790	3	6,640	0	0	5	31,430	34	12,790	2	900	8	130	44	13,820	49	45,250	15,720	270	10	16,000	61,250
	にかほ市	1	18,760	0	0	0	0	1	18,760	5	2,270	0	0	3	90	8	2,360	9	21,120	60	0	700	760	21,880
仙北	大仙市	1	1,660	3	2,200	1	27,610	5	31,470	18	9,300	0	0	0	0	18	9,300	23	40,770	17,400	970	1,330	19,710	60,480
	仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	6,160	30	8,070	18,680
	美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690	14,650
平鹿	横手市	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,700	8	44,720	21,950	1,280	1,060	24,290	69,000
雄勝	湯沢市	1	10,830	4	3,040	0	0	5	13,870	3	2,710	0	0	0	0	3	2,710	8	16,570	11,640	3,440	0	15,070	31,650
	羽後町	0	0	1	5,470	0	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	4,250	0	0	4,250	10,660
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,710	0	1,710	1,710
合計		11	102,930	17	25,390	15	453,410	43	581,730	87	43,210	7	1,320	13	240	107	44,770	150	626,510	110,590	25,400	3,770	139,750	766,260
構成比		13.4%		3.3%		59.2%		75.9%		5.6%		0.2%		0.0%		5.8%		81.8%		14.4%	3.3%	0.5%	18.2%	100.0%
市町村数合計		8		10		15		24		15		4		4		15		24		22	14	8	24	25

＊平成２８年度策定「秋田県生活排水処理構想」より引用（一部令和４年度に見直し実施）
注）人口は下一桁を四捨五入しているため合計が合わないことがある。

②　市町村別　全体フレーム　令和１７年（普及率）

No.	市町村名	計画処理人口普及率 公共下水道	農業集落排水	漁・林業集排 他	合併処理浄化槽	合計
1	鹿角市	56.3	4.3	0.0	39.4	100
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	29.3	100
3	大館市	80.2	2.2	0.0	17.5	100
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	23.7	100
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100
6	能代市	75.1	0.0	0.0	24.9	100
7	藤里町	81.5	0.0	0.0	18.5	100
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100
10	秋田市	99.3	0.3	0.0	0.4	100
11	男鹿市	88.0	4.2	1.6	6.2	100
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	3.9	100
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.5	100
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100
17	由利本荘市	51.3	20.9	1.7	26.1	100
18	にかほ市	85.7	10.4	0.4	3.5	100
19	大仙市	52.0	15.4	0.0	32.6	100
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	43.2	100
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100
22	横手市	58.0	6.8	0.1	35.2	100
23	湯沢市	43.8	8.6	0.0	47.6	100
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	39.9	100
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	100.0	100
	秋田県合計	75.9	5.6	0.2	18.2	100



③　市町村別　令和１７年目標（整備手法別、処理人口・処理区数）

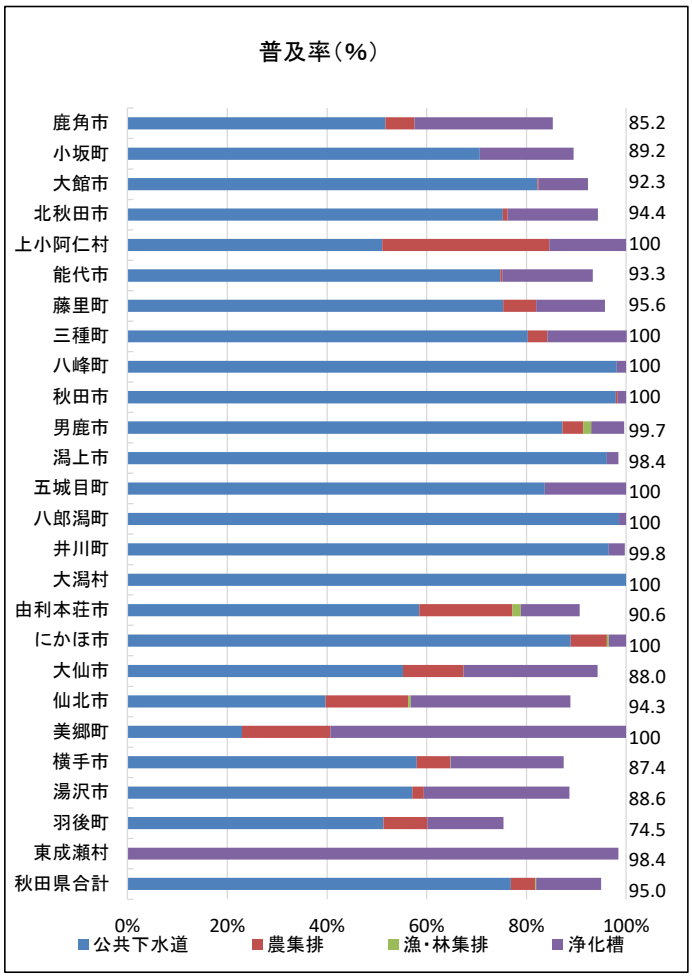
左欄：処理区数（箇所）　右欄：処理人口（人）

地区名	市町村名	集合処理施設																個別処理施設						合計		
		公共下水道						集落排水他								小計		合併処理浄化槽（個人設置）	特定地域生活排水処理事業	個別排水処理施設整備事業	計	集合処理（全体計画区域内）浄化槽	小計			
		単独 公共		単独 特環		流域関連（公共・特環）		計	農業集落排水		漁業・林業集落排水		簡易・小規模排水		計											
鹿角	鹿角市	1	200	0	0	1	11,740	2	11,940	3	1,340	0	0	0	0	3	1,340	5	13,280	5,680	0	0	5,680	720	6,400	19,680
	小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	640	0	0	640	0	640	3,050
北秋田	大館市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	0	1	130	2	45,850	4,210	870	410	5,490	0	5,490	51,340
	北秋田市	3	15,070	1	820	0	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,090	3,470	350	0	3,820	0	3,820	19,910
	上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220	0	220	1,430
山本	能代市	1	28,750	0	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	5,170	0	6,970	0	6,970	35,870
	藤里町	0	0	1	1,590	0	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	30	260	0	290	0	290	2,020
	三種町	0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800	0	1,800	11,310
	八峰町	0	0	1	4,670	0	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	90	0	90	4,760
秋田	秋田市	0	0	1	40	1	247,860	2	247,900	3	940	0	0	0	0	3	940	5	248,840	230	700	70	1,000	3,270	4,270	253,110
	男鹿市	0	0	0	0	1	16,340	1	16,340	1	780	2	300	0	0	3	1,080	4	17,420	930	170	0	1,100	140	1,240	18,660
	潟上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	380	210	0	590	0	590	25,200
	五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,820	940	0	0	940	0	940	5,760
	八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,870	70	0	0	70	0	70	4,940
	井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	100	0	20	120	0	120	3,720
	大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,210	0	0	0	0	0	0	3,210
由利	由利本荘市	2	26,470	3	9,390	0	0	5	35,860	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	48,310	1,840	270	10	2,120	5,100	7,220	55,530
	にかほ市	1	19,450	0	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760	0	760	21,880
仙北	大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	0	12	7,360	17	40,760	13,940	970	1,330	16,240	0	16,240	57,000
	仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	3,920	30	5,840	0	5,840	16,450
	美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690	0	8,690	14,650
平鹿	横手市	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	13,270	1,280	1,060	15,610	0	15,610	60,340
雄勝	湯沢市	1	15,040	4	3,040	0	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	5,800	3,440	0	9,240	0	9,240	28,050
	羽後町	0	0	1	5,470	0	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	1,630	0	0	1,630	0	1,630	8,040
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,690	0	1,690	0	1,690	1,690
合計		11	109,380	17	28,570	15	451,250	43	589,200	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	627,740	67,650	19,360	3,630	90,640	9,230	99,870	727,600

＊平成２８年度策定「秋田県生活排水処理構想」より引用（一部令和４年度に見直し実施）
注）人口は下一桁を四捨五入しているため合計が合わないことがある。

④　市町村別　令和１７年目標（普及率）

No.	市町村名	計画処理人口普及率 公共下水道	農業集落排水	漁・林業集排他	合併処理浄化槽	合計
1	鹿角市	51.7	5.8	0.0	27.7	**85.2**
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	18.8	**89.2**
3	大館市	82.2	0.2	0.0	9.9	**92.3**
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	18.1	**94.4**
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	**100.0**
6	能代市	74.8	0.4	0.0	18.1	**93.3**
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	13.7	**95.6**
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	**100.0**
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	**100.0**
10	秋田市	97.9	0.4	0.0	1.7	**100.0**
11	男鹿市	87.2	4.2	1.6	6.6	**99.7**
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	2.3	**98.4**
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	**100.0**
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	**100.0**
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.2	**99.8**
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	**100.0**
17	由利本荘市	58.5	18.6	1.7	11.8	**90.6**
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	**100.0**
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	26.9	**94.3**
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	31.3	**88.0**
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	**100.0**
22	横手市	58.0	6.8	0.1	22.6	**87.4**
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	29.2	**88.6**
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	15.3	**74.5**
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	98.4	**98.4**
	秋田県合計	76.9	4.8	0.2	13.0	**95.0**



２）汚水処理人口普及率・接続率

①　市町村別汚水処理人口普及率・接続率（事業区分別）

注）本項以降に用いられている「汚水処理人口普及率」は下水道等施設の普及率を表す全国統一表記であり、「下水道等普及率」と同意語である。

（令和７年度末）

No.	市町村名	公共下水道						農業集落排水						漁・林・簡易・小規模				集合処理施設　小計			合併処理浄化槽		生活排水処理施設合計				住民基本台帳人口（人）	普及率順位	接続率順位
		処理人口（人）	普及率（%）	接続 人口（人）	接続 率（%）	普及率順位	接続率順位	処理人口（人）	普及率（%）	接続 人口（人）	接続 率（%）	普及率順位	接続率順位	処理人口（人）	普及率（%）	接続 人口（人）	接続 率（%）	処理人口（人）	接続 人口（人）	接続 率（%）	処理人口（人）	普及率（%）	処理人口（人）	普及率（%）	接続 人口（人）	接続 率（%）			
1	秋田市	277,243	96.4	254,218	91.7	4	6	3,151	1.1	2,953	93.7	17	5	0	0	0	0	280,394	257,171	91.7	4,170	1.4	284,564	98.9	261,341	91.8	287,738	5	10
2	能代市	25,303	55.2	22,543	89.1	15	10	206	0.4	206	100.0	18	1	0	0	0	0	25,509	22,749	89.2	10,422	22.8	35,931	78.5	33,171	92.3	45,798	24	7
3	横手市	41,189	52.7	32,546	79.0	16	14	6,101	7.8	5,040	82.6	13	11	54	0.1	54	100.0	47,344	37,640	79.5	17,473	22.4	64,817	82.9	55,113	85.0	78,175	20	15
4	大館市	40,732	64.3	35,869	88.1	13	11	5,053	8.0	4,363	86.3	12	9	0	0	0	0	45,785	40,232	87.9	6,881	10.9	52,666	83.2	47,113	89.5	63,310	19	12
5	男鹿市	16,749	74.2	13,192	78.8	9	15	936	4.1	861	92.0	16	7	295	1.3	278	94.2	17,980	14,331	79.7	1,035	4.6	19,015	84.3	15,366	80.8	22,563	18	18
6	湯沢市	17,486	45.8	12,632	72.2	22	21	3,244	8.5	2,229	68.7	11	16	0	0	0	0	20,730	14,861	71.7	9,788	25.6	30,518	79.9	24,649	80.8	38,217	22	18
7	鹿角市	12,153	46.6	8,225	67.7	20	23	1,403	5.4	1,096	78.1	14	12	0	0	0	0	13,556	9,321	68.8	4,025	15.4	17,581	67.4	13,346	75.9	26,084	25	23
8	由利本荘市	33,866	49.5	30,727	90.7	18	9	17,262	25.2	13,456	78.0	3	13	1,280	1.9	1,129	88.2	52,408	45,312	86.5	11,313	16.5	63,721	93.1	56,625	88.9	68,447	12	13
9	潟上市	29,784	97.0	27,223	91.4	3	7	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	29,784	27,223	91.4	334	1.1	30,118	98.1	27,557	91.5	30,709	6	11
10	大仙市	36,492	50.9	27,131	74.3	17	19	12,738	17.8	9,143	71.8	5	15	0	0	0	0	49,230	36,274	73.7	12,295	17.1	61,525	85.7	48,569	78.9	71,752	16	21
11	北秋田市	16,030	59.6	11,800	73.6	14	20	4,072	15.1	3,694	90.7	9	8	0	0	0	0	20,102	15,494	77.1	2,911	10.8	23,013	85.5	18,405	80.0	26,913	17	20
12	にかほ市	15,415	71.4	14,023	91.0	11	8	5,509	25.5	5,205	94.5	2	4	75	0.3	71	94.7	20,999	19,299	91.9	502	2.3	21,501	99.5	19,801	92.1	21,600	3	9
13	仙北市	8,634	39.1	6,475	75.0	23	18	3,453	15.7	2,688	77.8	8	14	97	0.4	72	74.2	12,184	9,235	75.8	5,161	23.4	17,345	78.6	14,396	83.0	22,062	23	17
14	小坂町	3,407	79.7	2,749	80.7	6	13	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	3,407	2,749	80.7	619	14.5	4,026	94.2	3,368	83.7	4,276	10	16
15	上小阿仁村	867	49.0	850	98.0	19	3	653	36.9	652	99.8	1	2	0	0	0	0	1,520	1,502	98.8	214	12.1	1,734	97.9	1,716	99.0	1,771	7	3
16	藤里町	2,030	76.8	1,921	94.6	8	4	141	5.3	132	93.6	15	6	0	0	0	0	2,171	2,053	94.6	341	12.9	2,512	95.0	2,394	95.3	2,644	9	5
17	三種町	10,082	74.1	7,694	76.3	10	17	1,436	10.5	893	62.2	10	18	0	0	0	0	11,518	8,587	74.6	1,309	9.6	12,827	94.2	9,896	77.1	13,615	10	22
18	八峰町	4,131	70.4	3,164	76.6	12	16	938	16.0	588	62.7	6	17	533	9.1	395	74.1	5,602	4,147	74.0	81	1.4	5,683	96.8	4,228	74.4	5,868	8	25
19	五城目町	5,954	79.3	4,997	83.9	7	12	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	5,954	4,997	83.9	674	9.0	6,628	88.3	5,671	85.6	7,504	14	14
20	八郎潟町	4,983	98.7	4,654	93.4	2	5	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	4,983	4,654	93.4	17	0.3	5,000	99.0	4,671	93.4	5,049	4	6
21	井川町	3,871	95.9	3,822	98.7	5	2	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	3,871	3,822	98.7	165	4.1	4,036	100.0	3,987	98.8	4,036	1	4
22	大潟村	2,869	100.0	2,869	100.0	1	1	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	2,869	2,869	100.0	0	0	2,869	100.0	2,869	100.0	2,869	1	1
23	美郷町	3,792	22.4	2,725	71.9	24	22	3,262	19.2	3,135	96.1	4	3	0	0	0	0	7,054	5,860	83.1	8,531	50.3	15,585	91.9	14,391	92.3	16,953	13	7
24	羽後町	5,838	46.2	3,669	62.8	21	24	2,002	15.8	1,722	86.0	7	10	0	0	0	0	7,840	5,391	68.8	2,280	18.0	10,120	80.1	7,671	75.8	12,632	21	24
25	東成瀬村	0	0	0	0	25	25	0	0	0	0	19	19	0	0	0	0	0	0	0	1,900	87.7	1,900	87.7	1,900	100.0	2,167	15	1
	県　合計	618,900	70.1	535,718	86.6			71,560	8.1	58,056	81.1			2,334	0.3	1,999	85.6	692,794	595,773	86.0	102,441	11.6	795,235	90.1	698,214	87.8	882,752		

※接続人口には生活雑排水（トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の排水）のみを接続しているケースを含む。

② 秋田県汚水処理人口普及率

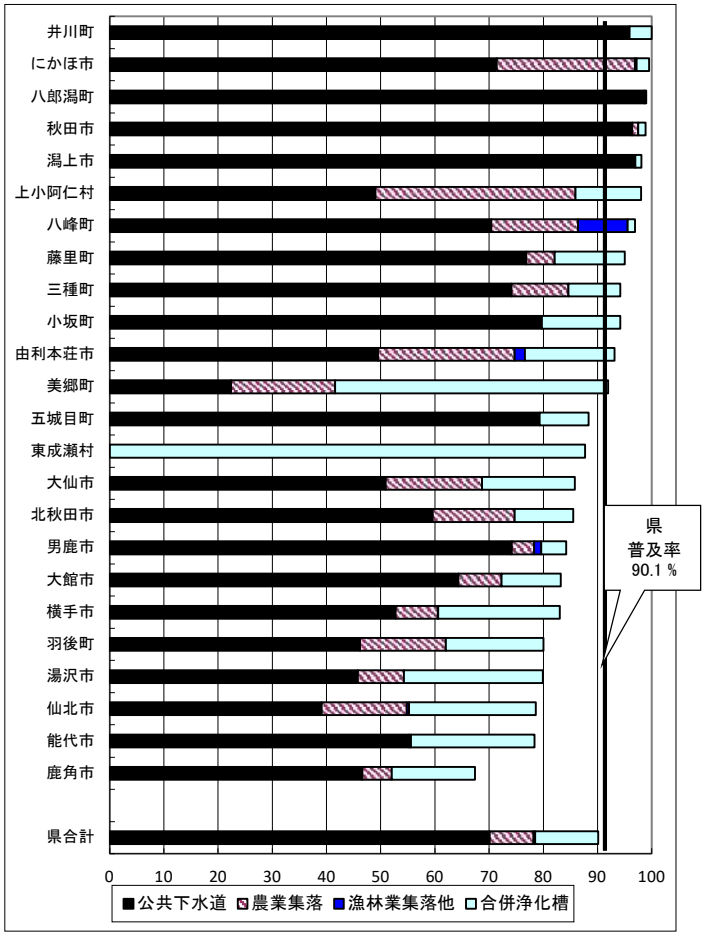
（令和７年度末　25市町村）　　（単位：%）

順位	市町村名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計	R17目標
1	井川町	95.9	－	－	4.1	100.0	99.8
1	大潟村	100.0	－	－	－	100.0	100.0
3	にかほ市	71.4	25.5	0.3	2.3	99.5	100.0
4	八郎潟町	98.7	－	－	0.3	99.0	100.0
5	秋田市	96.4	1.1	－	1.4	98.9	100.0
6	潟上市	97.0	－	－	1.1	98.1	98.4
7	上小阿仁村	49.0	36.9	－	12.1	97.9	100.0
8	八峰町	70.4	16.0	9.1	1.4	96.9	100.0
9	藤里町	76.8	5.3	－	12.9	95.0	95.6
10	三種町	74.1	10.5	－	9.6	94.2	100.0
11	小坂町	79.7	－	－	14.5	94.2	100.0
12	由利本荘市	49.5	25.2	1.9	16.5	93.1	90.6
13	美郷町	22.4	19.2	－	50.3	91.9	100.0
14	五城目町	79.3	－	－	9.0	88.3	100.0
15	東成瀬村	－	－	－	87.7	87.7	98.4
16	大仙市	50.9	17.8	－	17.1	85.8	94.3
17	北秋田市	59.6	15.1	－	10.8	85.5	94.4
18	男鹿市	74.2	4.1	1.3	4.6	84.3	99.7
19	大館市	64.3	8.0	－	10.9	83.2	92.3
20	横手市	52.7	7.8	0.1	22.4	82.9	87.4
21	羽後町	46.2	15.8	－	18.0	80.1	74.5
22	湯沢市	45.8	8.5	－	25.6	79.9	88.6
23	仙北市	39.1	15.7	0.4	23.4	78.6	88.0
24	能代市	55.2	0.4	－	22.8	78.5	93.3
25	鹿角市	46.6	5.4	－	15.4	67.4	85.2
	県合計	70.1	8.1	0.3	11.6	90.1	95.0

－　：　事業計画なし

$$普及率＝\frac{処理区域内人口}{住民基本台帳人口}\times１００\%$$

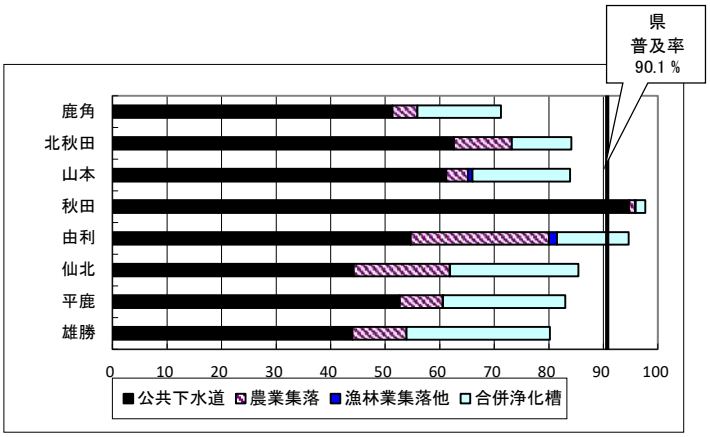
普及率グラフ



○ 地域振興局管内別普及率

（単位　：　%）

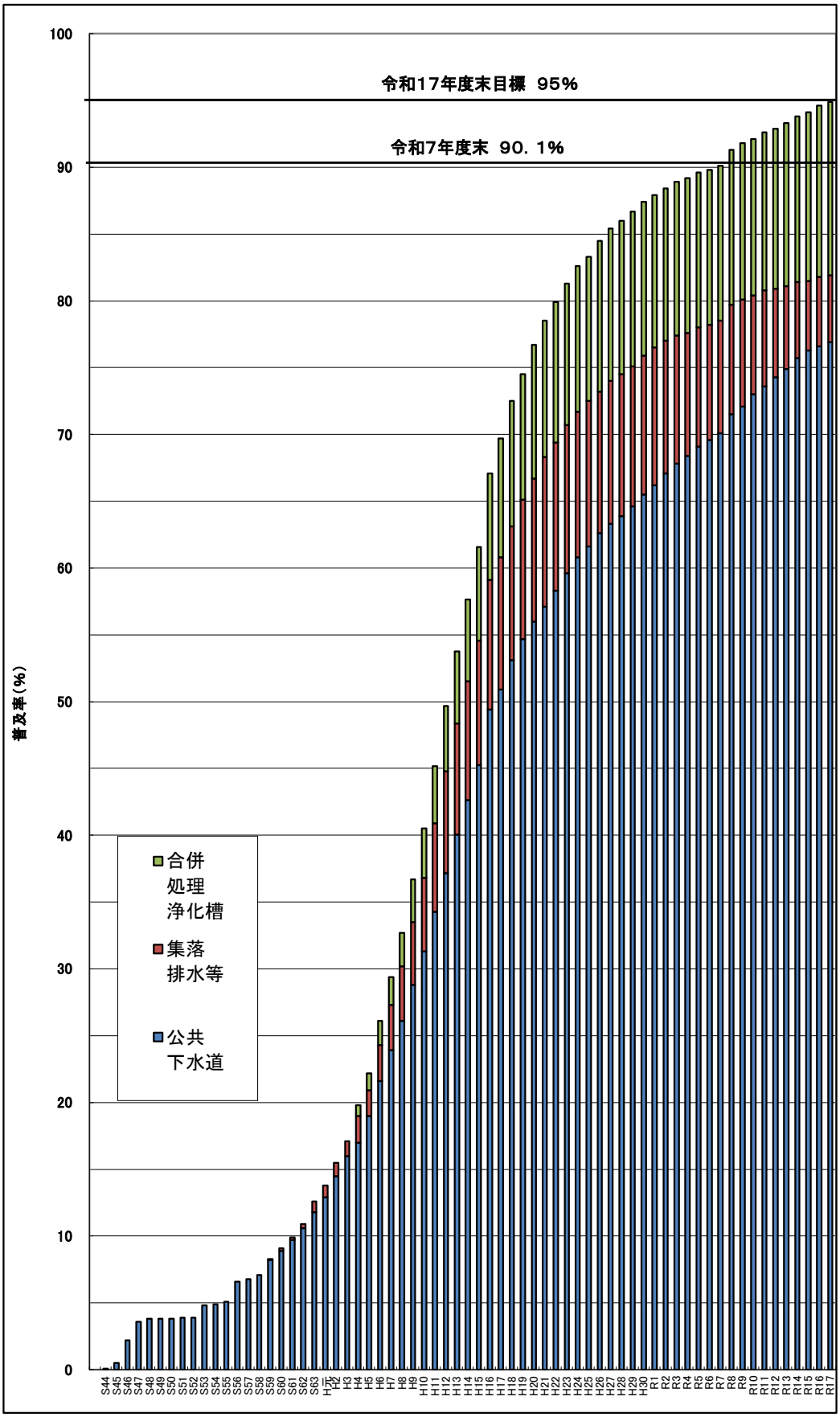
振興局名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計
鹿角	51.3	4.6	－	15.3	71.2
北秋田	62.6	10.6	－	10.9	84.2
山本	61.2	4.0	0.8	17.9	83.9
秋田	94.7	1.1	0.1	1.8	97.7
由利	54.7	25.3	1.5	13.1	94.6
仙北	44.2	17.6	0.1	23.5	85.3
平鹿	52.7	7.8	0.1	22.4	82.9
雄勝	44.0	9.9	－	26.3	80.2



（注）　１　普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
　　２　漁林業集落他には簡易排水施設、小規模集合排水処理施設を含む。

③　汚水処理人口普及率推移グラフ

□ 実測値　■ 計画値				
年　度	公共下水道	集落排水等	合併処理浄化槽	全体普及率
S44	0.1			
S45	0.5			
S46	2.2			
S47	3.6			
S48	3.8			
S49	3.8			
S50	3.8			
S51	3.9			
S52	3.9			
S53	4.8			
S54	4.9			
S55	5.1			
S56	6.6			
S57	6.8			
S58	7.1	0		7.1
S59	8.2	0.1		8.3
S60	8.9	0.2		9.1
S61	9.7	0.2		9.9
S62	10.6	0.3		10.9
S63	11.8	0.8		12.6
H元	12.9	0.9		13.8
H2	14.5	1.0		15.5
H3	16.0	1.1	0	17.1
H4	17.0	2.0	0.8	19.8
H5	19.0	1.9	1.3	22.2
H6	21.6	2.7	1.8	26.1
H7	23.9	3.4	2.1	29.4
H8	26.1	4.1	2.5	32.7
H9	28.8	4.7	3.2	36.8
H10	31.3	5.5	3.7	40.6
H11	34.3	6.6	4.3	45.2
H12	37.2	7.6	4.9	49.7
H13	40.1	8.3	5.4	53.8
H14	42.6	8.9	6.1	57.6
H15	45.3	9.3	7.0	61.6
H16	49.4	9.7	8.0	67.1
H17	50.9	9.9	8.9	69.7
H18	53.1	10.0	9.4	72.5
H19	54.7	10.4	9.4	74.5
H20	56.0	10.7	10.0	76.7
H21	57.1	11.2	10.2	78.5
H22	58.3	11.1	10.5	79.9
H23	59.6	11.1	10.6	81.3
H24	60.8	10.9	10.9	82.7
H25	61.6	10.9	10.8	83.7
H26	62.6	10.6	11.3	84.5
H27	63.3	10.7	11.4	85.4
H28	63.9	10.6	11.5	86.1
H29	64.6	10.5	11.6	86.7
H30	65.5	10.4	11.5	87.4
R1	66.2	10.3	11.4	88.0
R2	67.1	9.9	11.4	88.4
R3	67.8	9.6	11.5	88.9
R4	68.4	9.2	11.6	89.2
R5	69.1	8.9	11.6	89.6
R6	69.6	8.6	11.6	89.8
R7	70.1	8.4	11.6	90.1
R8	71.5	8.2	11.6	91.3
R9	72.1	8.0	11.7	91.8
R10	73.0	7.4	11.7	92.1
R11	73.6	7.2	11.8	92.6
R12	74.3	6.6	12.0	92.9
R13	74.9	6.2	12.2	93.3
R14	75.7	5.7	12.4	93.8
R15	76.3	5.2	12.6	94.1
R16	76.6	5.2	12.8	94.6
R17	76.9	5.0	13.0	94.9



（注）１．普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

（２）秋田県の下水道

１）下水道のあゆみ

（令和７年度末）

年度	公共下水道着手都市 単独		公共下水道着手都市 流域関連		流域下水道着手	処理開始都市		処理開始処理場		普及率(%) 県	普及率(%) 全国
昭 7	◇秋田市（八橋）	1									
24	能代市	1									
44	▲大潟村	1				大潟村（単独）	1	大潟(H6廃止)	0	0	14
45						秋田市（単独）	1	八橋(R2廃止)	0	1	16
50			昭和町	1	臨　海					4	23
51			◇秋田市	1						4	24
52										4	26
53			男鹿市,天王町	2						5	27
54	田沢湖町	1								5	28
55										5	30
56	本荘市,○小坂町(十和田湖)	2	大曲市	1	大　曲					7	31
57			飯田川町	1	横　手	秋田市（流関）	1	秋田臨海（県流域）	1	7	32
58			横手市	1						7	33
59						能代市	1	能代	1	8	34
60	岩城町	1								9	36
61			八郎潟町	1	大　館	昭和町,天王町,田沢湖町	3	田沢湖	1	10	37
62	◇秋田(金足)	1	大館市,角館町,井川町,中仙町	4						11	39
63	◇秋田(羽川),由利町,西目町	3	○鹿角市,雄和町,若美町,琴丘町	4	鹿　角	大曲市,飯田川町	2	大曲（県流域）	1	12	40
平成元	◇秋田(太平山)	1	比内町,五城目町,河辺町 平鹿町,十文字町 増田町,雄物川町	7		横手市,男鹿市	2	羽川（秋田）（R4廃止） 横手（県流域）	1	13	42
2	森吉町	1	田代町,山本町,大雄村	3		八郎潟町,井川町	2	金足（秋田）（R1廃止）	0	15	44
3	湯沢市,鷹巣町	2	六郷町	1		本荘市,中仙町 小坂町（十和田湖）	3	仁別（秋田）,本荘 十和田湖	2	16	45
4	仁賀保組合(仁賀保町 金浦町,象潟町)	3	仙北町	1		大館市,琴丘町,若美町 雄和町,岩城町	5	道川（岩城） 大館（県流域）	2	17	47
5	◎西仙北町（刈和野） 協和町	2	八竜町,▲大潟村	2		五城目町,河辺町,平鹿町	3			19	49
6	矢島町,大内町 ◎西仙北町（強首）	3				比内町,大潟村（流関） 角館町,大雄村	3			22	51
7	八森町	1	○小坂町	1		鹿角市（流関）,田代町 山本町,由利町,西目町	5	前郷（由利）,西目 鹿角（県流域）	3	24	54
8	山内村,羽後町	2				湯沢市,八竜町 仙北町,十文字町	4	湯沢	1	26	55
9	上小阿仁村,峰浜村	2				森吉町,協和町,雄物川町	3	米内沢（森吉）,協和	2	29	56
10	合川町,阿仁町,藤里町 ◎皆瀬村（小安）	4				小坂町（流関）,鷹巣町 仁賀保町,金浦町,象潟町 西仙北町,六郷町,増田町	7	刈和野,強首(西仙北) 鷹巣 笹森(仁賀保組合)	4	31	58
11										34	60
12						大内町,矢島町,山内村	3	岩谷（大内）,矢島 山内(R5廃止)	2	37	62
13			神岡町	1		上小阿仁村,八森町,皆瀬村	3	沖田面（上小阿仁） 八森,小安（皆瀬）	3	40	64
14	◎皆瀬村（皆瀬）	1				藤里町,阿仁町	2	藤里,阿仁	2	43	65
15	稲川町	1				峰浜村,羽後町	2	沢目（峰浜）,西馬音内（羽後）	2	45	66
16	雄勝町	1								49	68
17	大仙市(旧南外)、○鹿角市(湯瀬)	2				北秋田市(旧合川町)	1	合川(旧合川),皆瀬（旧皆瀬）	2	51	69
18						大仙市（神岡町）、湯沢市（旧稲川町）	2	稲川（旧稲川）	1	53	71
19										55	72
20						湯沢市（旧雄勝町）	1	院内（旧雄勝）	1	56	73
21						大仙市（旧南外村）、鹿角市	2	南外（旧南外）,湯瀬（鹿角）	2	57	74
22										58	75
23										60	76
24										61	76
25										62	77
26										63	78
27										63	78
28										64	78
29										65	79
30										66	79
令和元										66	79
2										67	80
3										68	81
4										68	81
5										69	81
6										70	82
7										70	82
計	31市町村		32市町村		5処理区	60市町村 未供用：なし		34処理区 （内、県施設5, 市町村施設29）			

注）本表はH16.4.1現在の市町村数で構成されている（9市50町10村 計69市町村）

○市町村合併（H16.11-H18.4）による市町村変遷

H16.11 美郷町：六郷町,千畑町,仙南村（３町）
H17.1 秋田市：秋田市,雄和町,河辺町（１市２町）
H17.3 男鹿市：男鹿市,若美町（１市１町）
H17.3 湯沢市：湯沢市,稲川町,雄勝町,皆瀬村（１市２町１村）
H17.3 大仙市：大曲市,神岡町,西仙北町,中仙町,協和町,南外村,仙北町,太田町（１市６町１村）
H17.3 由利本荘市：本荘市,岩城町,由利町,西目町,大内町,東由利町,矢島町,鳥海町（１市７町）
H17.3 北秋田市：鷹巣町,森吉町,合川町,阿仁町（４町）
H17.3 潟上市：天王町,飯田川町,昭和町（３町）
H17.6 大館市：大館市.比内町.田代町（１市２町）
H17.9 仙北市：角館町.田沢湖町.西木村（２町１村）
H17.10 にかほ市：仁賀保町.金浦町,象潟町（３町）
H17.10 横手市：横手市,増田町.平鹿町.雄物川町.大森町.十文字町.山内村.大雄村（１市５町２村）
H18.3 能代市：能代市.二ツ井町（１市１町）
H18.3 三種町：琴丘町.山本町.八竜町（３町）
H18.3 八峰町：八森町.峰浜村（１町１村）

市町村合併前（H16.4.1現在）
県全体69市町村中
下水道計画有り 60市町村

市町村合併後（H18.4.1現在）
県全体25市町村中
下水道計画有り ※24市町村

24市町村全部が着手・供用済

備考

◇印市町村 ： 複数処理区の単独に加え、流関も実施
・対象市町村：秋田市

◎印市町村 ： 複数処理区の単独を実施
・対象市町村：西仙北町、皆瀬村（旧町村名）

○印市町村 ： 単独に加え、流関も実施
・対象市町村：鹿角市・小坂町（ただし、十和田湖は県事業）

▲大潟村 ： Ｈ６年に単独から流域関連に変更

※下水道計画がない町村(一部、旧町村名）：二ツ井町、東由利町、鳥海町、西木村、太田町、千畑町、仙南村、大森町、東成瀬村（9町村）

２）流域下水道の状況

①　流域下水道事業の実施状況



【流域下水道とは】

２市町村以上の区域の下水を処理する広域的な下水道で県が設置管理する。市町村の下水を受け入れる幹線管渠と終末処理場から成る。幹線管渠に接続する枝線管渠は関連する市町村が公共下水道として整備する。

秋田県では、秋田湾・雄物川流域下水道に臨海、大曲、横手の３処理区、米代川流域下水道に大館、鹿角の２処理区がそれぞれＳ５７～Ｈ７年度にかけ供用開始している。

流域別下水道整備総合計画

- 秋田湾・雄物川流域
- 米代川流域

流域別下水道整備総合計画の策定状況

流域名	変更回数	経緯			基準年度	
		着手年度	協議申出	承認/同意	現状	目標
秋田湾・雄物川	当初	S48	S50.5.13	S56.9.16	S47	H7
	第１回変更	S57	H6.2.22	H7.2.14	S55	H17
	第２回変更	―	―	H13.3.5	S55	H17
	第３回変更	H14	―	H17.4.1	H12	R2
	第４回変更	H28	―	R1.11.1	H27	R27
米代川	当初	S49	S57.10.18	S59.9.18	S47	H7
	第１回変更	H7	H15.8.27	H17.1.5	H5	H27
	第２回変更	H25	H27.5.12	H28.3.31	H22	R22

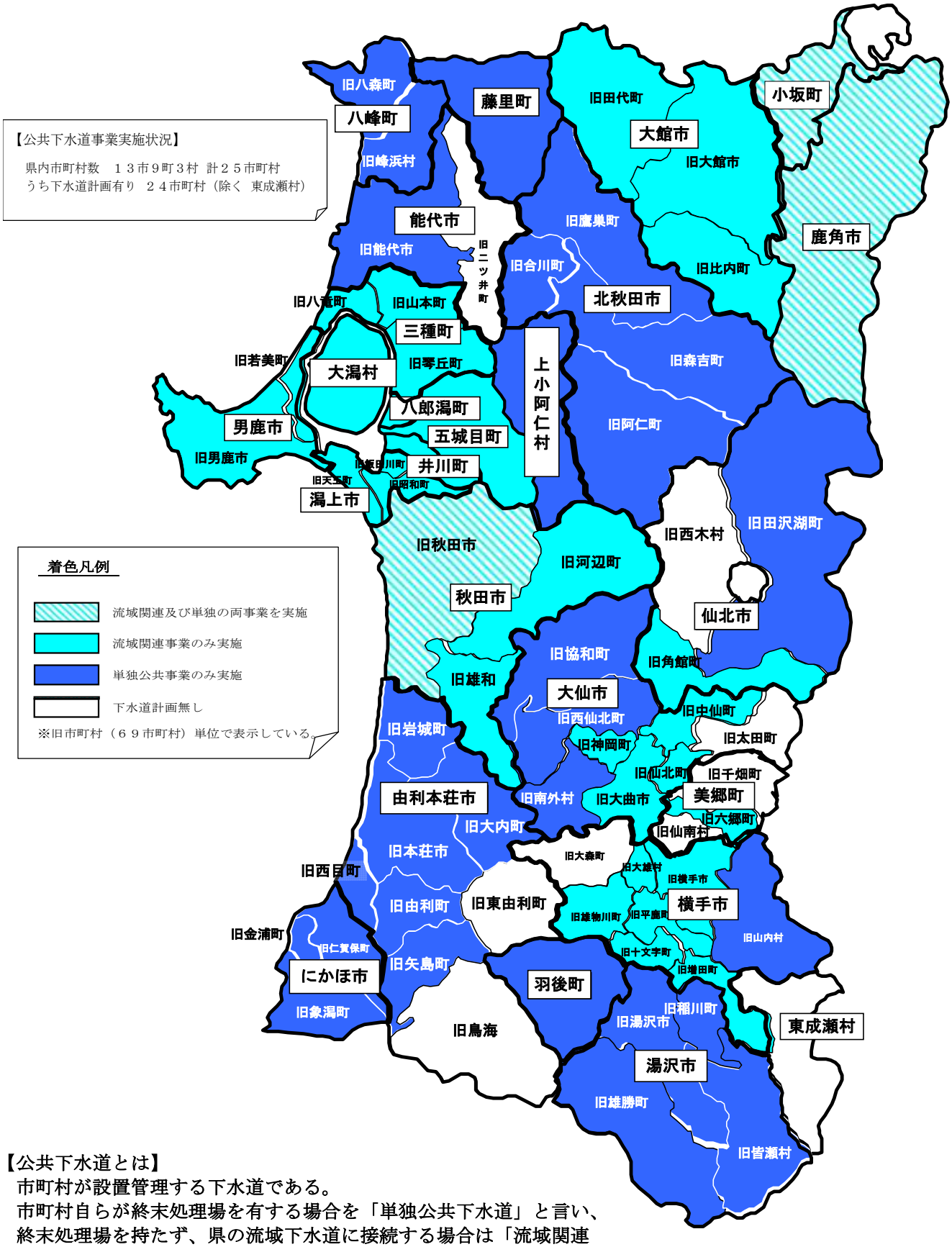
②　流域下水道事業の概要

（令和７年度末）

流域下水道名		秋田湾・雄物川流域下水道			秋田湾・雄物川計	米代川流域下水道		米代川計	計
処理区名		臨海	大曲	横手		大館	鹿角		
下水道事業計画届出年月日	当初	昭和51年2月26日	昭和57年3月18日	昭和58年2月23日		昭和61年12月22日	昭和63年12月8日		
	最終(最新)	令和8年2月10日	令和8年2月10日	令和8年2月10日		令和8年2月10日	令和8年2月10日		
下水道事業年次	着手(～R7経年)	昭和50年(50)	昭和56年(44)	昭和57年(43)		昭和61年(40)	昭和63年(38)		
	事業計画期間	令和12年	令和12年	令和12年		令和12年	令和12年		
都市計画決定年月日	当初	昭和50年10月25日	昭和56年8月29日	昭和57年11月20日		昭和61年9月26日	昭和63年7月12日		
	最終(最新)	平成26年7月1日	平成30年10月12日	平成30年10月12日		平成30年10月12日	平成10年3月6日		
都市計画事業年次	着手	昭和51年2月26日	昭和57年1月22日	昭和58年3月17日		昭和62年2月6日	昭和63年12月8日		
	事業施行期間	令和13年3月31日	令和13年3月31日	令和13年3月31日		令和13年3月31日	令和13年3月31日		
処理開始年月		昭和57年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年４月１日		平成4年4月1日	平成7年4月1日		
流域関連市町村		３市４町１村	２市１町	１市	６市５町１村	１市	１市１町	２市１町	８市６町１村
うち供用開始済み		３市４町１村	２市１町	１市	６市５町１村	１市	１市１町	２市１町	８市６町１村
全体計画処理面積	ha	12,823	2,096	2,090	17,009	1,982	819	2,801	19,810
整備済面積		10,639	1,868	1,943	14,450	1,789	713	2,502	16,952
整備率	%	**83**	**89**	**93**	**85**	**90**	**87**	**89**	**86**
全体計画処理人口	千人	277.1	27.4	28.6	333.1	35.2	8.8	44.0	377.1
整備済人口		351.4	40.6	41.2	433.2	40.7	15.3	56.0	489.2
整備率	%	**127**	**148**	**144**	**130**	**116**	**174**	**127**	**130**
計画区域内人口	千人	341.3	37.0	38.4	416.7	39.3	11.2	50.5	467.2
処理区域内人口		351.4	40.6	41.2	433.2	40.7	15.3	56.0	489.2
整備率	%	**103**	**110**	**107**	**104**	**104**	**137**	**111**	**105**
全体計画処理能力（日最大）	千m3/日	129.5	12.5	14.3	156.3	18.1	4.4	22.5	178.8
事業計画処理能力		154.8	16.5	18.4	189.7	19.5	5.4	24.9	214.6
現在処理能力		143.0	16.2	24.6	183.8	15.0	8.2	23.2	207.0
整備率	%	**110**	**130**	**172**	**118**	**83**	**186**	**103**	**116**
全体計画処理水量（日平均）	千m3/日	107.1	10.5	11.9	129.5	15.3	3.7	19.0	148.5
実流入水量		112.5	11.4	12.5	136.4	11.6	3.9	15.5	151.9
整備率	%	**105**	**109**	**105**	**105**	**76**	**105**	**82**	**102**
幹線管渠延長	km	127.4	42.4	45.1	214.9	29.2	25.9	55.1	270.0
整備済み延長		127.4	42.4	45.1	214.9	29.2	25.9	55.1	270.0
整備率	%	**100**	**100**	**100**	**100**	**100**	**100**	**100**	**100**
複線（２条管）区間延長	km	54.8	6.4	12.0	73.2	11.1	2.9	14.0	87.2
整備済み延長		42.8	6.0	7.9	56.7	6.1	2.2	8.3	65.0
整備率	%	**78**	**94**	**66**	**77**	**55**	**76**	**59**	**75**
管渠（全体延長）整備率	%	**93**	**99**	**93**	**94**	**88**	**98**	**92**	**94**
中継ﾎﾟﾝﾌﾟ場数(MP含まず)	箇所	15	2	5	22	4	1	5	27
稼働中施設数		14	2	5	21	4	1	5	26
暫定施設数		1	0	0	1	0	0	0	1

３）公共下水道の状況

① 公共下水道事業の実施状況



【公共下水道とは】
市町村が設置管理する下水道である。
市町村自らが終末処理場を有する場合を「単独公共下水道」と言い、終末処理場を持たず、県の流域下水道に接続する場合は「流域関連公共下水道」と言う。

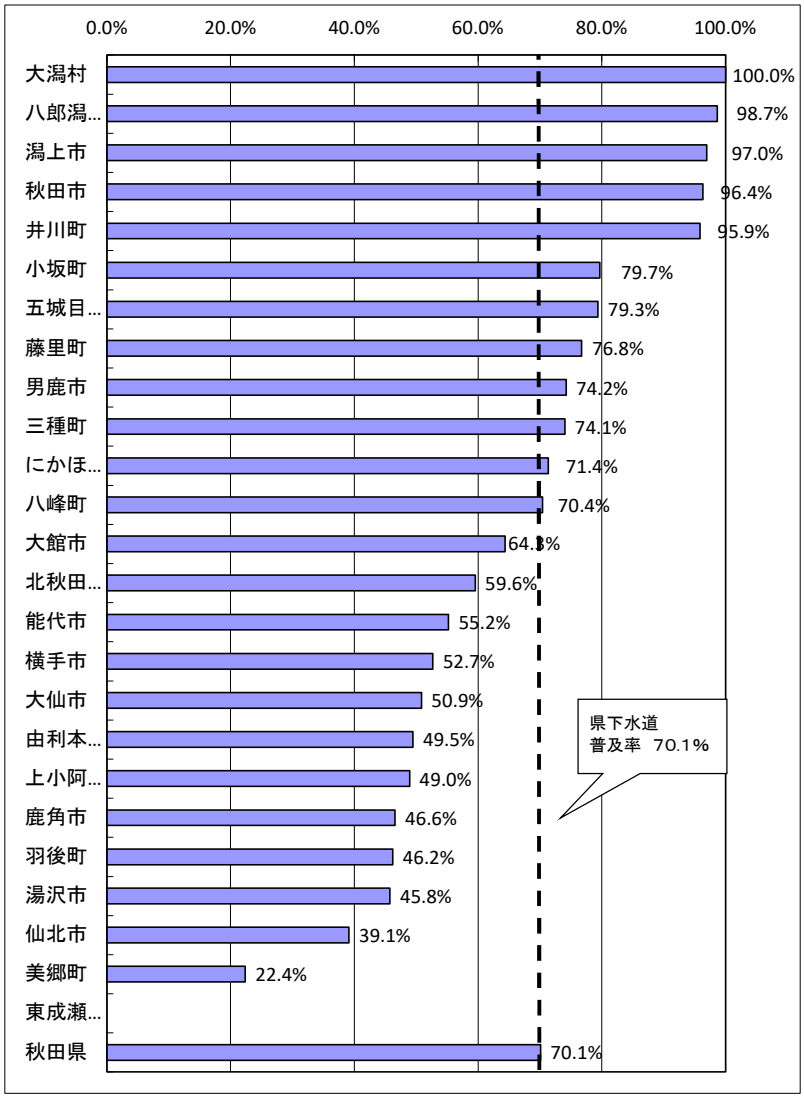
② 下水道処理人口普及率

（令和7年度末）

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	普及率	着手年度	供用年度
1	大潟村	2,869	2,869	100.0%	S44	S44.5
2	八郎潟町	5,049	4,983	98.7%	S61	H2.10
3	潟上市	30,709	29,784	97.0%	S50	S61.4
4	秋田市	287,738	277,243	96.4%	S7	S45.4
5	井川町	4,036	3,871	95.9%	S62	H2.4
6	小坂町	4,276	3,407	79.7%	S56	H3.4
7	五城目町	7,504	5,954	79.3%	H1	H5.10
8	藤里町	2,644	2,030	76.8%	H10	H15.3
9	男鹿市	22,563	16,749	74.2%	S53	H1.4
10	三種町	13,615	10,082	74.1%	S63	H4.5
11	にかほ市	21,600	15,415	71.4%	H4	H10.4
12	八峰町	5,868	4,131	70.4%	H7	H14.3
13	大館市	63,310	40,732	64.3%	S62	H4.4
14	北秋田市	26,913	16,030	59.6%	H2	H9.4
15	能代市	45,798	25,303	55.2%	S24	S59.10
16	横手市	78,175	41,189	52.7%	S58	H1.4
17	大仙市	71,752	36,492	50.9%	S56	S63.4
18	由利本荘市	68,447	33,866	49.5%	S56	H3.4
19	上小阿仁村	1,771	867	49.0%	H9	H13.8
20	鹿角市	26,084	12,153	46.6%	S63	H7.4
21	羽後町	12,632	5,838	46.2%	H8	H16.3
22	湯沢市	38,217	17,486	45.8%	H3	H8.4
23	仙北市	22,062	8,634	39.1%	S54	S61.6
24	美郷町	16,953	3,792	22.4%	H3	H10.4
25	東成瀬村	2,167				
	秋田県計	882,752	618,900	70.1%		

普及率＝ 処理区域内人口 ／ 住民基本台帳人口 ×１００％

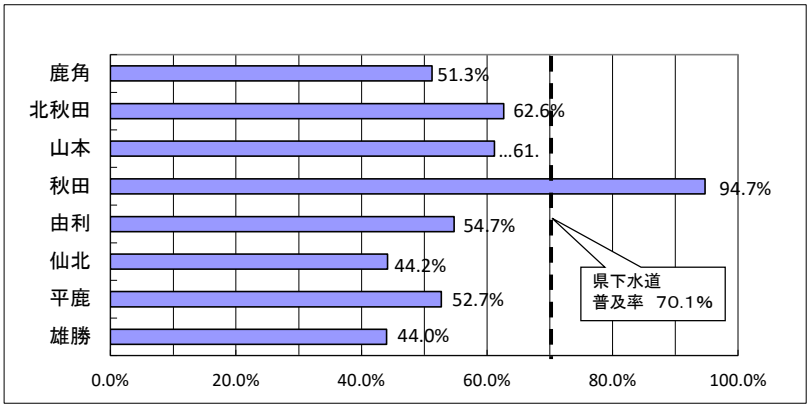
普及率グラフ



地域振興局別　下水道処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	普及率
鹿　角	30,360	15,560	51.3%
北秋田	91,994	57,629	62.6%
山　本	67,925	41,546	61.2%
秋　田	360,468	341,453	94.7%
由　利	90,047	49,281	54.7%
仙　北	110,767	48,918	44.2%
平　鹿	78,175	41,189	52.7%
雄　勝	53,016	23,324	44.0%
県　計	882,752	618,900	70.1%

地域振興局別　普及率グラフ

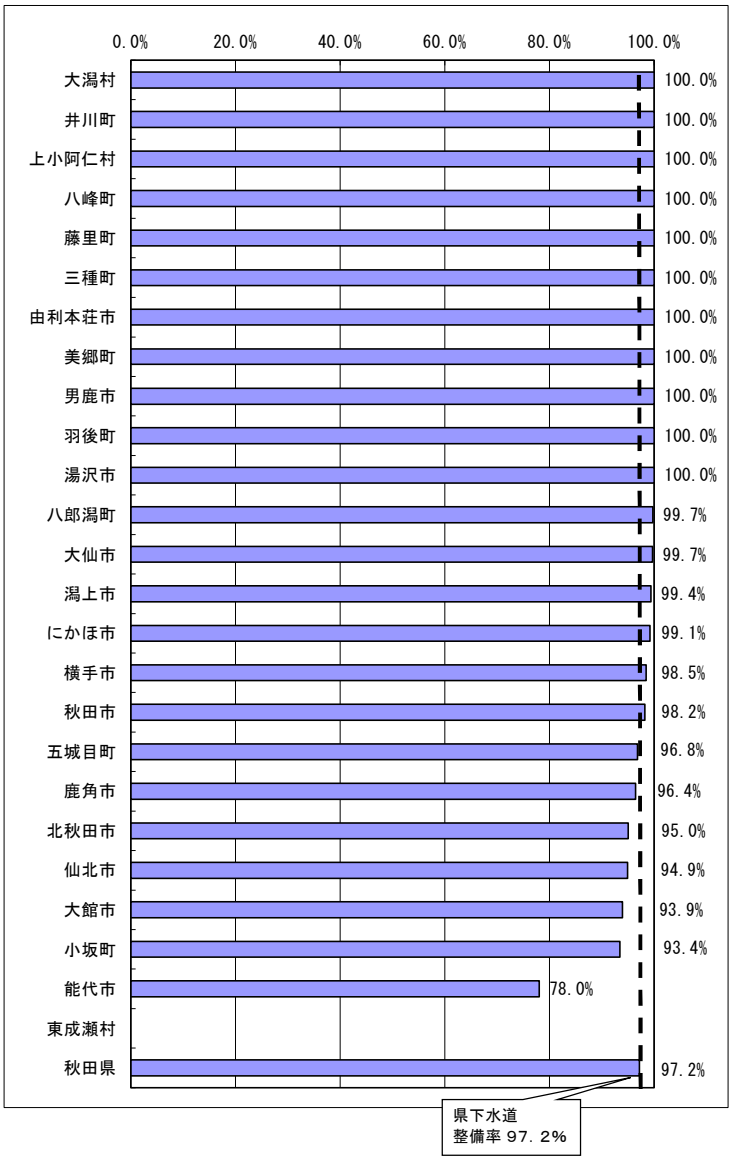


③　下水道整備率

（令和7年度末）

順位	市町村名	住民基本台帳人口	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率	着手年度	供用年度
1	大潟村	2,869	2,869	2,869	100.0%	S44	S44.5
2	井川町	4,036	3,871	3,871	100.0%	S62	H2.4
3	上小阿仁村	1,771	867	867	100.0%	H9	H13.8
4	八峰町	5,868	4,131	4,131	100.0%	H7	H14.3
5	藤里町	2,644	2,030	2,030	100.0%	H10	H15.3
6	三種町	13,615	10,082	10,082	100.0%	S63	H4.5
7	由利本荘市	68,447	33,866	33,866	100.0%	S56	H3.4
8	美郷町	16,953	3,792	3,792	100.0%	H3	H10.4
9	男鹿市	22,563	16,749	16,749	100.0%	S53	H1.4
10	羽後町	12,632	5,838	5,838	100.0%	H8	H16.3
11	湯沢市	38,217	17,486	17,486	100.0%	H3	H8.4
12	八郎潟町	5,049	4,997	4,983	99.7%	S61	H2.10
13	大仙市	71,752	36,616	36,492	99.7%	S56	S63.4
14	潟上市	30,709	29,969	29,784	99.4%	S50	S61.4
15	にかほ市	21,600	15,549	15,415	99.1%	H4	H10.4
16	横手市	78,175	41,829	41,189	98.5%	S58	H1.4
17	秋田市	287,738	282,317	277,243	98.2%	S7	S45.4
18	五城目町	7,504	6,151	5,954	96.8%	H1	H5.10
19	鹿角市	26,084	12,605	12,153	96.4%	S63	H7.4
20	北秋田市	26,913	16,871	16,030	95.0%	H2	H9.4
21	仙北市	22,062	9,101	8,634	94.9%	S54	S61.6
22	大館市	63,310	43,355	40,732	93.9%	S62	H4.4
23	小坂町	4,276	3,646	3,407	93.4%	S56	H3.4
24	能代市	45,798	32,439	25,303	78.0%	S24	S59.10
25	東成瀬村	2,167					
	秋田県計	882,752	637,026	618,900	97.2%		

整備率グラフ

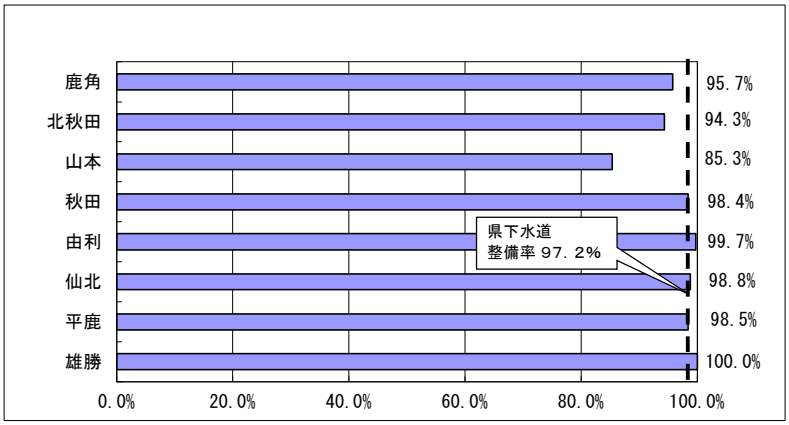


$$整備率＝\frac{処理区域内人口}{計画区域内人口}\times１００\%$$

地域振興局別　下水道整備率

振興局名	計画区域人口	処理区域内人口	整備率
鹿　角	16,251	15,560	95.7%
北秋田	61,093	57,629	94.3%
山　本	48,682	41,546	85.3%
秋　田	346,923	341,453	98.4%
由　利	49,415	49,281	99.7%
仙　北	49,509	48,918	98.8%
平　鹿	41,829	41,189	98.5%
雄　勝	23,324	23,324	100.0%
県　計	637,026	618,900	97.2%

地域振興局別　整備率グラフ

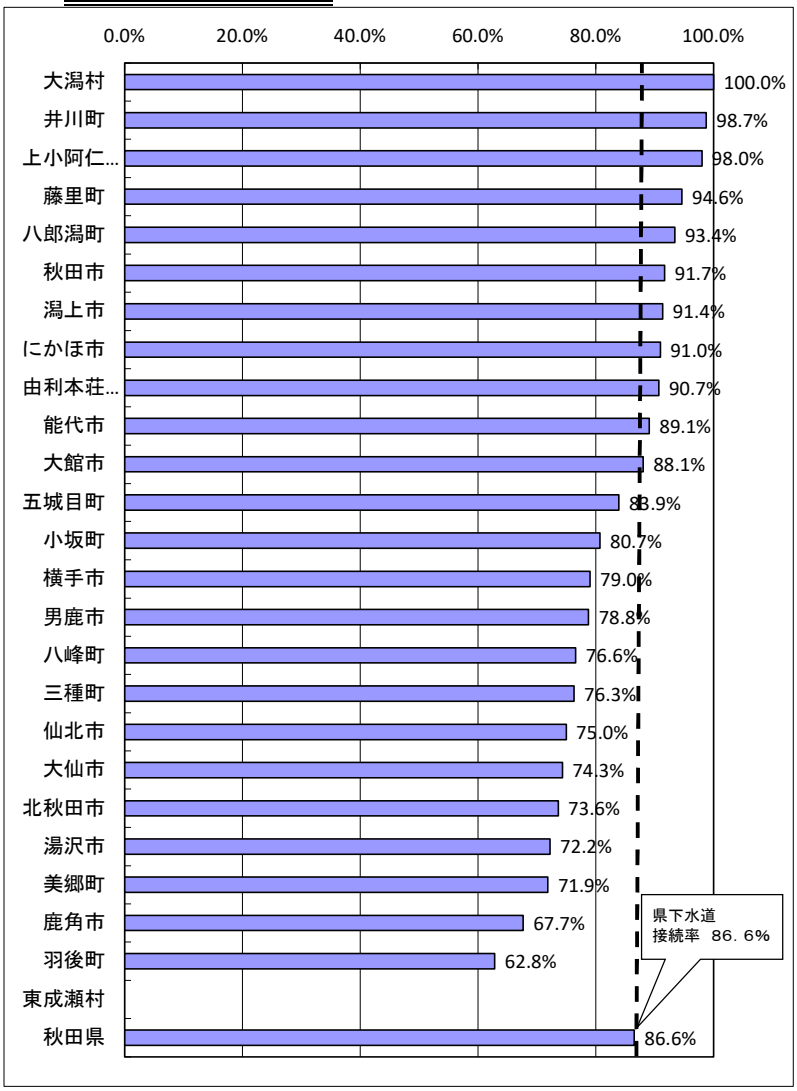


④　下水道接続率

（令和６年度末）

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続済人口	接続率	供用年度
1	大潟村	2,869	2,869	2,869	100.0%	S44.5
2	井川町	4,036	3,871	3,822	98.7%	H2.4
3	上小阿仁村	1,771	867	850	98.0%	H13.8
4	藤里町	2,644	2,030	1,921	94.6%	H15.3
5	八郎潟町	5,049	4,983	4,654	93.4%	H2.10
6	秋田市	287,738	277,243	254,218	91.7%	S45.4
7	潟上市	30,709	29,784	27,223	91.4%	S61.4
8	にかほ市	21,600	15,415	14,023	91.0%	H10.4
9	由利本荘市	68,447	33,866	30,727	90.7%	H3.4
10	能代市	45,798	25,303	22,543	89.1%	S59.10
11	大館市	63,310	40,732	35,869	88.1%	H4.4
12	五城目町	7,504	5,954	4,997	83.9%	H5.10
13	小坂町	4,276	3,407	2,749	80.7%	H3.4
14	横手市	78,175	41,189	32,546	79.0%	H1.4
15	男鹿市	22,563	16,749	13,192	78.8%	H1.4
16	八峰町	5,868	4,131	3,164	76.6%	H14.3
17	三種町	13,615	10,082	7,694	76.3%	H4.5
18	仙北市	22,062	8,634	6,475	75.0%	S61.6
19	大仙市	71,752	36,492	27,131	74.3%	S63.4
20	北秋田市	26,913	16,030	11,800	73.6%	H9.4
21	湯沢市	38,217	17,486	12,632	72.2%	H8.4
22	美郷町	16,953	3,792	2,725	71.9%	H10.4
23	鹿角市	26,084	12,153	8,225	67.7%	H7.4
24	羽後町	12,632	5,838	3,669	62.8%	H16.3
25	東成瀬村	2,167				
	秋田県計	882,752	618,900	535,718	86.6%	

接続率グラフ

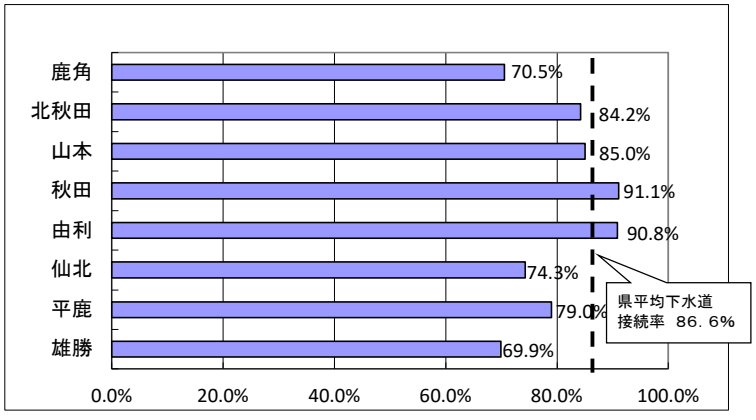


$$\text{接続率} = \frac{\text{処理区域内人口の内、接続済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別　下水道接続率

振興局名	処理区域内人口	接続済人口	接続率
鹿　角	15,560	10,974	70.5%
北秋田	57,629	48,519	84.2%
山　本	41,546	35,322	85.0%
秋　田	341,453	310,975	91.1%
由　利	49,281	44,750	90.8%
仙　北	48,918	36,331	74.3%
平　鹿	41,189	32,546	79.0%
雄　勝	23,324	16,301	69.9%
県　計	618,900	535,718	86.6%

地域振興局別　接続率グラフ



⑤ 公共下水道事業の計画概要

事業主体	処理区名	単独流関の別	旧市町村名	下水道法				都市計画法		供用開始年月日	排除方式	全体計画			事業計画		
				事業計画年月日		完了年次											
				当初	最新	事業計画年次	全体計画年次	決定年月日※	事業認可年月日（最新）※			計画面積（ｈａ）a	計画人口（人）	日最大計画汚水量（㎥/日）	計画面積（ｈａ）b	計画人口（人）	日最大計画汚水量（㎥/日）
秋田市	八橋		秋田市	S 7. 5.18				H25. 2.25		S45. 4. 1	合流	※金足、八橋、下浜南、羽川処理区を臨海処理区に統合					
	臨海	流関	秋田市	S51. 4. 1	R7.3.27	R12	R27	H30. 1.17	R8.3.10	S57. 4. 1	分流	8,471.1	230,950	119,801	8,115.3	274,910	141,533
			河辺町	H 1. 7. 7				H26. 7. 1		H 5. 4. 1							
			雄和町	S63.10.12				H26. 7. 1		H 4. 4. 1							
	下浜南		秋田市	H 3. 8. 6				H25. 2.25		H 4. 4. 1	分流						
	羽川		秋田市	S63. 8.16				【特環】	【特環】	H 1. 4. 1	分流						
	太平山	単独	秋田市	H 1. 9.18	R8.3.25	R13	R27	【特環】	【特環】	H 3. 8. 1	分流	97.0	13,630	1,799	97.0	13,630	1,809
	秋田市計											8,568.1	244,580	121,600	8,212.3	288,540	143,342
能代市	能代	単独	能代市	S24. 4. 7	R7.3.5	R13	R22	R6.11.28	R7.3.5	S59.10. 1	分流式（一部合流）	1,764.5	25,500	17,044	1,358.7	27,170	17,691
横手市	横手	流関	横手市	S58. 9.14	R8.2.24	R12	R27	R8.1.13	R8.3.2	H 1. 4. 1	分流	2,090.3	28,580	14,278	2,090.3	38,380	18,394
			増田町	H 1. 9. 8						H10. 4. 1	分流						
			平鹿町	H 1. 9. 5						H 5.10. 1	分流						
			雄物川町	H 1. 9. 6						H 9. 4. 1	分流						
			十文字町	H 1.10.13						H 8. 4. 1	分流						
			大雄村	H 2. 7.19						H 6. 4. 1	分流						
	相野々		山内村	H 8. 7.26						H12. 9. 1	分流	H30計画より横手処理区に統合					
	横手市計											2,090.3	28,580.0	14,278	2,090.3	38,380.0	18,394
大館市	大館	流関	大館市	M38.4.19	R5.3.24	R8	R22	R4.10.24	R5.5.2	H 4. 4. 1	分流	1,982.3	35,186	18,085	1,933.7	40,961	20,245
			比内町	H 1. 7. 4						H 6. 4. 1							
			田代町	H 2. 6.22				【特環】	【特環】	H 7. 4. 1							
男鹿市	臨海	流関	男鹿市	S54. 2. 9	R8.2.27	R12	R27	R7.11.17	R8.2.19	H 1. 4. 1	分流	885.3	8,440	3,796	885.3	13,950	6,082
			若美町	S63. 7.12				【特環】	【特環】	H 4. 4. 1	分流						
湯沢市	湯沢	単独	湯沢市	H 3. 7.17	R6.2.29	R12	R17	R5.12.15	R6.3.13	H 8. 4. 1	分流	597.8	12,000	5,795	597.8	12,900	6,206
	大谷	単独	稲川町	H14. 3.27	R8.3.13	R12	R17	【特環】	【特環】	H18. 3.31	分流	H29計画より皆瀬処理区に統合					
	稲川	単独	稲川町	H15. 4.11	R8.3.13	R12	R17	【特環】	【特環】	H19. 3.31	分流	86.9	1,800	800	86.9	2,100	880
	院内	単独	雄勝町	H16. 4.13	R8.3.13	R12	R17	【特環】	【特環】	H20. 9. 1	分流	45.2	820	271	45.2	910	300
	小安	単独	皆瀬村	H11. 1.27	R8.3.13	R12	R17	【特環】	【特環】	H14.10. 1	分流	26.9	250	215	26.9	280	227
	皆瀬	単独	皆瀬村	H14. 3.27	R8.3.13	R12	R17	【特環】	【特環】	H18. 3.31	分流	16.8	120	67	16.8	140	78
	湯沢市計											773.6	14,990	7,148	773.6	16,330	7,691
鹿角市	鹿角	流関	鹿角市	S63.11.28	R8.3.11	R12	R22	R8.1.16	R8.3.11	H 7. 4. 1	分流	587.9	6,810	3,656	587.9	8,600	4,384
	湯瀬	単独	鹿角市	H17. 4.12	R8.3.11	R12	R22		R8.3.11	H22. 4. 1	分流	20.0	160	664	20.0	190	331
	鹿角市計											607.9	6,970	4,320	607.9	8,790	4,715
由利本荘市	本荘	単独	本荘市	S57. 1. 6	R8.3.24	R12	R27	R2.10.20	R8.3.30	H 3. 4. 1	分流	694.9	17,960	8,831	694.9	21,960	10,693
	西目	単独	西目町	S63.12.19				【特環】	【特環】	H 7. 9. 1	分流	H30計画より本荘処理区に統合					
	矢島	単独	矢島町	H 6.12. 5				R2.10.20	R8.3.30	H12. 4. 1	分流	180.0	1,560	799	180.0	2,670	1,266
	道川	単独	岩城町	S60.11.26				【特環】	【特環】	H 4. 4. 1	分流	167.3	1,470	706	167.3	2,300	1,080
	前郷	単独	由利町	S63.12.18				【特環】	【特環】	H 7. 4. 1	分流	88.2	550	434	88.2	1,080	710
	岩谷	単独	大内町	H 6. 9.21				【特環】	【特環】	H12. 3.23	分流	185.7	1,430	705	185.7	2,700	1,239
	由利本荘市計											1,661.9	22,970	11,475	1,661.9	30,710	14,988
潟上市	臨海	流関	昭和町	S51. 3.10	R8.3.12	R12	R27	R7.12.11	R8.3.11	S61. 4. 1	分流	1,545.6	21,020	9,435	1,457.6	27,420	11,985
			飯田川町	S57.12.28						S63. 4. 1	分流						
			天王町	S54. 2. 9						S61. 4. 1	分流						
大仙市	大曲	流関	大曲市	S57. 3.29	R8.3.13	R12	R27	R8.1.19	R8.3.19	S63. 4. 1	分流	1,477.2	21,360	8,401	1,456.6	28,460	12,316
			神岡町	H13. 9. 4						H19. 3.31							
			仙北町	H 4.10.16				【特環】	【特環】	H 8. 6. 1							
			中仙町	S62.10.27				【特環】	【特環】	H 3.10. 1							
	刈和野	単独	西仙北町	H 5.12.13	R8.3.13	R12	R27	H30.12.13	R8.3.19	H10. 4. 1	分流	156.0	1,580	681	103.5	2,110	900
	強首	単独	西仙北町	H 6.12.16	R8.3.13	R12	R27	【特環】	【特環】	H10. 4. 1	分流	30.0	260	108	30.0	340	142
	協和	単独	協和町	H 5. 9.29	R8.3.13	R12	R27	【特環】	【特環】	H 9. 3.31	分流	103.9	1,340	565	103.9	1,780	827
	南外	単独	南外村	H17. 5.27	R8.3.13	R12	R27	【特環】	【特環】	H22. 3.31	分流	39.2	470	195	39.2	620	258
	大仙市計											1,806.3	25,010	9,950	1,733.2	33,310	14,443
北秋田市	鷹巣	単独	鷹巣町	H 3. 8.23	R8.3.27	R12	R22	R3.2.25	R8.3.23	H10. 4. 1	分流	717.2	8,210	4,611	563.3	9,880	5,006
	米内沢	単独	森吉町	H 2.11.26	R8.3.27	R12	R22	R3.2.25	R8.3.23	H 9. 4. 1	分流	322.9	2,850	1,427	233.8	2,550	1,275
	阿仁合	単独	阿仁町	H10. 6. 9	R8.3.27	R12	R22	【特環】	【特環】	H15. 3.31	分流	93.0	780	390	93.0	1,010	505
	合川	単独	合川町	H10. 9. 2	R8.3.27	R12	R22	R3.2.25	R8.3.23	H17. 7. 1	分流	241.2	2,380	1,191	98.0	1,380	690
	北秋田市計											1,374.3	14,220	7,619	988.1	14,820	7,476
にかほ市	にかほ	単独	仁賀保町	H 5. 1.29	R6.3.25	R10	R17	H22. 7.23	R6.4.23	H10. 4. 1	分流	1,161.0	14,500	9,334	892.7	14,230	9,461
			金浦町							H10. 4. 1	分流						
			象潟町							H10. 4. 1	分流						
仙北市	大曲	流関	角館町	S62.11. 9	R8.3.12	R12	R27	H29. 3 .3	R8.3.13	H 6. 4.15	分流	395.0	3,630	1,689	321.2	5,170	2,329
	田沢湖	単独	田沢湖町	S55. 3. 6	R8.3.12	R12	R27	H29. 3 .3	R8.3.13	S61. 6. 1	分流	348.1	1,720	1,637	321.8	2,740	2,061
	仙北市計											743.1	5,350	3,326	643.0	7,910	4,390
小坂町	鹿角	流関	小坂町	H 7.11. 8	R8.1.30	R12	R22	H24. 6.29	R8.1.28	H10. 4. 1	分流	230.8	1,952	777	184.6	2,586	1,019
	十和田湖	単独	小坂町	S56.10.19	R8.3.18	R14	R32	【特環】	【特環】	H 3. 4. 1	分流	53.9	5,971	475	53.9	5,971	475
	小坂町計											284.7	7,923	1,252	238.5	8,557	1,494
上小阿仁村	沖田面	単独	上小阿仁村	H 9. 5.14	R8.3.27	R8	R22	【特環】	【特環】	H13. 8. 1	分流	74.0	550	303	74.0	900	495
藤里町	藤里	単独	藤里町	H10. 6.29	R7.12.9	R12	R17	【特環】	【特環】	H15. 3. 1	分流	121.1	1,720	690	121.1	1,970	790
三種町	臨海	流関	琴丘町	S63.10.24	R7.3.27	R12	R27	【特環】	【特環】	H 4. 5. 1	分流	606.7	5,770	2,978	606.7	9,060	4,235
			山本町	H 2.10.19				【特環】	【特環】	H 7. 4. 1	分流						
			八竜町	H 5. 6.15				【特環】	【特環】	H 8. 4. 1	分流						
八峰町	八森	単独	八森町	H 7.12.27	R8.3.30	R12	R22	【特環】	【特環】	H14. 3.14	分流	127.0	1,500	684	127.0	2,200	961
	沢目	単独	峰浜村	H 9.12.24	R8.3.30	R12	R22	【特環】	【特環】	H16. 3.24	分流	81.0	1,400	564	81.0	1,700	683
	八峰町計											208.0	2,900	1,248	208.0	3,900	1,644
五城目町	臨海	流関	五城目町	H 1. 6.27	R8.3.11	R12	R27	R7.3.17	R8.3.10	H 5.10. 1	分流	464.2	3,500	1,352	392.7	5,350	2,004
八郎潟町	臨海	流関	八郎潟町	S61.11. 1	R8.3.11	R12	R27	H23.8.4	R8.3.4	H 2.10. 1	分流	295.0	2,954	1,161	295.0	4,416	1,695
井川町	臨海	流関	井川町	S62. 6.18	R8.3.25	R12	R12	【特環】	【特環】	H 2. 4. 1	分流	244.8	4,420	1,994	244.8	4,780	2,146
大潟村	臨海	流関	大潟村	S44. 5.10	R8.3.12	R14	R27	【特環】	【特環】	S44. 5.10	分流	310.3	2,091	1,983	310.3	2,611	2,173
美郷町	大曲	流関	六郷町	H 3.11.12	R8.3.24	R12	R27	R8.3.23	R8.4.10	H10. 4. 1	分流	223.3	2,420	843	223.3	3,390	1,248
羽後町	西馬音内	単独	羽後町	H 8.11. 5	R6.3.29	R10	R17	【特環】	【特環】	H16. 3.31	分流	307.5	5,700	2,501	307.5	6,360	2,761
秋田県計												28,103.8	507,264	253,715	26,260.2	613,815	301,588

※「特環（特定環境保全公共下水道事業）」・・・市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては、既成市街地及びその周辺の地域）以外の区域において、生活環境の改善、自然公園の区域内水域の水質保全等を目的に行う下水道事業。

４）下水道終末処理場の概要

（令和７年度末）

市町村名	処理場名	処理区名	処理方式	処理開始年月	処理能力			流入水量		池数			水処理方式
					全体計画	事業計画	現有	日最大	日平均	全体	認可	現有	
					(m^3/日)	(m^3/日)	(m^3/日)	(m^3/日)	(m^3/日)				
秋田県（流域下水道）	秋田臨海処理センター	臨海	分流	S57 .4	129,000	155,000	143,000	174,903	112,508	5	5	4	標準活性汚泥法
	大曲処理センター	大曲	分流	S63. 4	12,600	16,200	16,200	17,946	11,433	4	4	3	標準活性汚泥法
	横手処理センター	横手	分流	H 1. 4	14,300	18,400	18,400	19,554	12,507	4	4	3	標準活性汚泥法
	大館処理センター	大館	分流	H 4. 4	18,000	18,000	18,000	26,033	11,552	4	4	3	標準活性汚泥法
	鹿角処理センター	鹿角	分流	H 7. 4	4,500	5,500	5,500	7,322	3,898	3	3	2	標準活性汚泥法
流域下水道　計　（５処理場）					178,400	213,100	201,100	245,758	151,898	20	20	15	
秋田市	仁別浄化センター	太平山	分流	H 3. 8	2,300	2,300	1,150	706	268	4	4	2	ＯＤ法
能代市	能代終末処理場	能代	分流（一部合流）	S59.10	17,700	17,700	17,700	15,901	9,374	3	3	3	標準活性汚泥法
湯沢市	湯沢浄化センター	湯沢	分流	H 8. 4	8,800	8,800	6,600	4,657	3,259	4	4	3	ＯＤ法
	小安浄化センター	小安	分流	H14.10	600	600	600	322	207	1	1	1	ＰＯＤ法
	皆瀬浄化センター	皆瀬	分流	H18. 3	230	230	230	70	45	1	1	1	土壌被覆型接触酸化法
	稲川浄化センター	稲川	分流	H19. 3	850	850	850	593	489	1	1	1	ＯＤ法
	院内浄化センター	院内	分流	H20. 9	600	600	600	241	176	1	1	1	ＰＯＤ法
鹿角市	湯瀬浄化センター	湯瀬	分流	H22. 4	800	400	340	45	21	2	2	1	ＯＤ法
由利本荘市	水林浄化センター	本荘	分流	H 3. 4	13,400	13,400	8,200	5,872	4,314	5	4	3	標準活性汚泥法
	西目浄化センター	西目	分流	H 7. 9	－	－	2,200	1,928	1,752	3	3	2	ＰＯＤ法 ※本荘処理区に統合予定
	矢島浄化センター	矢島	分流	H12. 4	2,600	2,600	2,600	1,007	738	2	2	2	ＯＤ法
	道川浄化センター	道川	分流	H 4. 4	1,900	1,900	1,900	1,781	1,077	5	5	5	接触ばっ気法
	前郷浄化センター	前郷	分流	H 7. 4	1,330	1,330	900	582	420	3	3	2	接触ばっ気法
	岩谷浄化センター	岩谷	分流	H12. 3	1,600	1,600	1,600	1,270	957	3	3	2	ＯＤ法
大仙市	協和中央浄化センター	協和	分流	H 9. 3	1,330	1,330	1,330	806	502	2	2	2	ＯＤ法
	刈和野浄化センター	刈和野	分流	H10. 4	1,700	1,700	1,700	1,112	465	2	2	2	ＰＯＤ法
	強首浄化センター	強首	分流	H10. 4	380	380	380	158	84	1	1	1	ＰＯＤ法
	南外浄化センター	南外	分流	H22. 3	1,000	1,000	1,000	95	81	1	1	1	ＰＯＤ法
北秋田市	米内沢浄化センター	米内沢	分流	H 9. 4	2,320	1,740	1,740	2,121	788	3	3	3	ＯＤ法
	鷹巣浄化センター	鷹巣	分流	H10. 4	5,200	5,200	3,720	2,959	2,225	5	5	4	ＯＤ法
	阿仁合浄化センター	阿仁合	分流	H15. 3	1,100	1,100	550	793	236	2	2	1	ＯＤ法
	合川浄化センター	合川	分流	H17. 7	1,100	1,100	1,100	1,235	429	4	4	4	土壌被覆型礫間接触酸化法
にかほ市	笹森クリーンセンター	にかほ	分流	H10. 4	12,000	12,000	7,150	4,856	3,997	8	8	5	ＯＤ法
仙北市	田沢湖浄化センター	田沢湖	分流	S61. 6	3,300	3,300	3,300	5,303	1,878	6	6	6	接触ばっ気法
上小阿仁村	沖田面浄化センター	沖田面	分流	H13. 8	800	800	800	1,427	252	1	1	1	ＰＯＤ法
藤里町	藤里浄化センター	藤里	分流	H15. 3	1,600	1,600	1,600	725	598	2	2	2	ＯＤ法
八峰町	八森浄化センター	八森	分流	H14. 3	1,700	1,700	1,700	670	525	2	2	2	ＯＤ法
	沢目浄化センター	沢目	分流	H16. 3	1,200	1,200	1,200	447	372	2	2	2	ＯＤ法
羽後町	西馬音内浄化センター	西馬音内	分流	H16. 3	3,600	2,200	2,200	1,723	1,122	3	2	2	ＯＤ法
単独公共下水道　計　（２９処理場）					91,040	88,660	74,940	59,404	36,651	82	80	67	
合　　計					269,440	301,760	276,040	305,162	188,549	102	100	82	

５）下水汚泥の状況

令和７年度　年間実績

①　下水汚泥の処理処分状況

下水道管理者		処理場名	流入水		処理水		発生汚泥量		汚泥処分		備考
			水量(千m3)	BOD(mg/L)	水量(千m3)	BOD(mg/L)	発生汚泥量(ton,m3)	含水率(%)	処分形態	処分地	
秋田県	流域下水道	秋田臨海処理センター	41,065	140	41,065	4.6	19,186.3	82.1	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-消化-脱水(BP,SP)-焼却
							3,001.8	80.2	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-消化-脱水(SP)-肥料化
		大曲処理センター	4,173	210	4,138	6.9	2,726.3	77.2	コンポスト	県南地区広域汚泥資源化施設	浮上濃縮-脱水(RP)-肥料化(横手T)
		横手処理センター	4,565	170	4,217	6.7	3,238.6	78.0	コンポスト	県南地区広域汚泥資源化施設	浮上濃縮-脱水(RP)-肥料化(横手T)
		大館処理センター	4,217	151	3,880	4.5	2,117.2	78.5	炭化	県北地区広域汚泥資源化施設	濃縮-脱水(遠)-炭化
		鹿角処理センター	1,423	220	1,426	5.5	986.2	77.6	炭化	県北地区広域汚泥資源化施設	濃縮-脱水(BP､遠)-炭化(大館T)
	特環公共	十和田湖水きらきらセンター(秋田県分)	74				408.6		●濃縮－(コンポスト)	県南環境保全センター㈱(青森県)	濃縮汚泥(m3)※十和田市で濃縮汚泥受入れ共同処理
流域下水道　計（十和田湖水きらきらセンター除く）			55,443 千m3			脱水ｹｰｷ	31,256.4	ton			
秋田市		仁別浄化センター	98	22.1	98	4.6	－	－	※汚泥発生なし	－	－
能代市		能代終末処理場	4,877	141	4,877	3.3	1,002.7	78.4	炭化	県北地区広域汚泥資源化施設	濃縮-消化-脱水(SP)-炭化(大館T)
湯沢市		湯沢浄化センター	1,189	230	1,189	2.1	799.9	81.7	コンポスト	県南地区広域汚泥資源化施設	濃縮-脱水(遠)-肥料化
		小安浄化センター	76	59	76	0.9	3.4	13.3	乾燥(肥料)	緑地還元	濃縮-脱水(SP)-乾燥
		皆瀬浄化センター	16	210	16	4.6			※濃縮汚泥87m3		汚泥は小安で一括処理
		稲川浄化センター	178	120	178	1.2	123.8	81.0	コンポスト	県南地区広域汚泥資源化施設	脱水(SP)-肥料化
		院内浄化センター	64	97	64	1.4	31.4	81.4	コンポスト	県南地区広域汚泥資源化施設	脱水(SP)-肥料化
鹿角市		湯瀬浄化センター	9	77	9	2.1	3.3	86.8	炭化	県北地区広域汚泥資源化施設	脱水(多)-炭化(大館T)
由利本荘市		水林浄化センター	1,502	164	1,502	3.9	1,173.9	74.2	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(BP)
		矢島浄化センター	269	155	269	13.6	174.7	87.8	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)
		道川浄化センター	393	193	393	13.5	189.6	84.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(多)
		前郷浄化センター	153	140	153	10.2	600.5	98.0	●濃縮－(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
		岩谷浄化センター	349	185	349	3.5	2,300.0	98.4	●濃縮－(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
		西目浄化センター	754	198	754	8.7	3,000.1	98.5	●濃縮－(焼却)	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
大仙市		刈和野浄化センター	187	200	170	1.8	15.4	6.6	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥
		強首浄化センター	33	148	31	2.0	2.5	6.4	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥
		協和中央浄化センター	197	150	184	2.4	197.2	84.5	コンポスト	県南地区広域汚泥資源化施設	濃縮-脱水(遠)-肥料化
		南外浄化センター	31	268	30	1.2	16.8	82.5	コンポスト	県南地区広域汚泥資源化施設	濃縮-脱水(多)-肥料化
北秋田市		鷹巣浄化センター	881	160	881	2.7	1,207.4	84.9	焼却	北秋田市ｸﾘｰﾝﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	濃縮-脱水(遠)
		米内沢浄化センター	300	88	300	4.2	161.5	82.6	焼却	北秋田市ｸﾘｰﾝﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	濃縮-脱水(遠)
		阿仁合浄化センター	87	117	87	4.3	75.1	88.3	焼却	北秋田市ｸﾘｰﾝﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	濃縮-脱水(遠)
		合川浄化センター	164	146	164	3.1	35.9	85.0	焼却	北秋田市ｸﾘｰﾝﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ	濃縮-脱水(遠)
にかほ市		笹森クリーンセンター	1,459	126	1,459	1.9	851.3	83.1	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)
仙北市		田沢湖浄化センター	685	68	685	1.7	142.0	74.1	焼却	大曲仙北広域北部ごみ処理ｾﾝﾀｰ	脱水(BP)
上小阿仁村		沖田面浄化センター	91	163	91	1.7	12.6	58.0	乾燥(肥料)	緑地還元	濃縮-脱水(遠)-乾燥
藤里町		藤里浄化センター	218	158	218	0.7	24.2	18.7	炭化	県北地区広域汚泥資源化施設	脱水(多)-乾燥-炭化(大館T)
八峰町		八森浄化センター	181	189	181	1.6	108.3	84.6	炭化	県北地区広域汚泥資源化施設	濃縮-脱水(遠)-炭化(大館T)
		沢目浄化センター	141	155	141	2.2	116.8	72.6	炭化	県北地区広域汚泥資源化施設	濃縮-脱水(多)-炭化(大館T)
羽後町		西馬音内浄化センター	409	190	409	1.5	239.7	83.5	コンポスト	県南地区広域汚泥資源化施設	反応槽直接脱水(多)-肥料化
単独公共下水道　計			14,991 千m3			脱水ｹｰｷ	6,709.4	ton			BP：ﾍﾞﾙﾄﾌﾟﾚｽ SP：ｽｸﾘｭｰﾌﾟﾚｽ RP：ﾛｰﾀﾘｰﾌﾟﾚｽ 遠：遠心 多：多重円盤
						濃縮汚泥	5,900.6	m3	●濃縮汚泥		
合計（十和田湖水きらきらセンター除く）			70,434 千m3			脱水ｹｰｷ	37,965.8	ton			
						濃縮汚泥	5,900.6	m3			

② 下水汚泥の現状

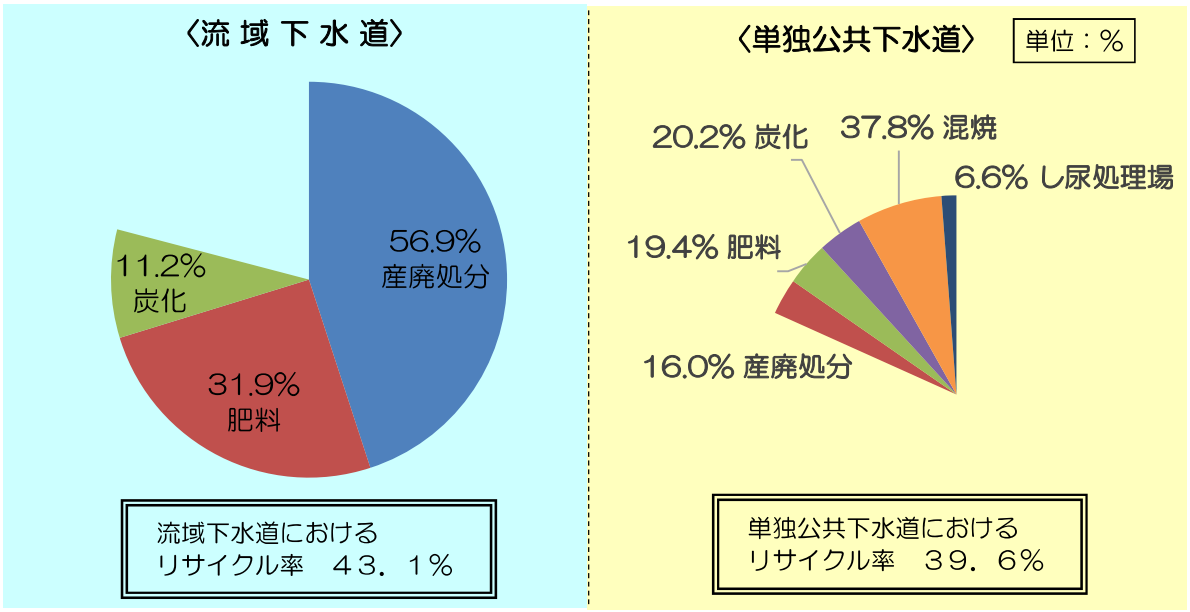
イ）県内の発生状況（令和７年度実績）

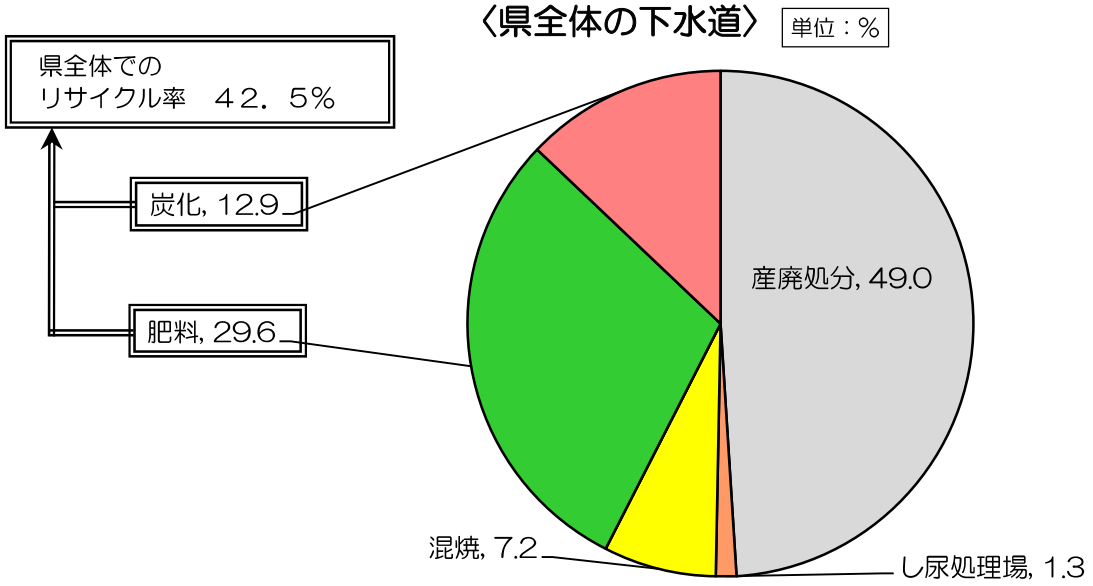
４３，８６６ WT-ton/年 ※７，４５１ DS-ton/年(100%)	
〈流域下水道〉 ３１，２５６ WT-ton/年 ※６，０３９ DS-ton/年 （８１．１）％	〈単独公共下水道〉 １２，６１０ WT-ton/年 ※１，４１２ DS-ton/年 （１８．９）％

※WT-tonは、汚泥搬出時における実態の汚泥量（脱水汚泥、濃縮汚泥等）

※DS-tonは、下水汚泥発生時における汚泥中の水分を控除した固形物量

ロ）令和７年度汚泥処理処分状況（構成比率）





（３）全国の汚水処理人口普及状況

（令和７年度末）

処理施設名		汚水処理人口		普及率
公共下水道		10,141	万人	82.2%
農業集落排水施設等		276	〃	2.2%
合併処理浄化槽		1,171	〃	9.5%
	浄化槽市町村整備推進事業等分	81	〃	0.7%
	浄化槽設置整備事業分	619	〃	5.0%
	上記以外分	471	〃	3.8%
コミュニティ・プラント		14	〃	0.1%
合計		11,602	万人	94.0%
総人口（住民基本台帳人口）		12,344	万人	

(注)1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

１）都道府県別普及状況

（令和７年度末）

都道府県名	汚水処理全体	うち公共下水道	都道府県名	汚水処理全体	うち公共下水道
北海道	96.8%	92.3%	大阪府	98.6%	97.1%
青森県	84.2%	64.8%	兵庫県	99.1%	94.5%
岩手県	86.5%	64.7%	奈良県	91.9%	84.2%
宮城県	94.3%	84.6%	和歌山県	72.9%	30.9%
秋田県	90.1%	70.1%	鳥取県	96.8%	76.3%
山形県	95.1%	80.0%	島根県	84.9%	54.4%
福島県	88.4%	56.9%	岡山県	90.1%	71.5%
茨城県	90.2%	66.4%	広島県	91.3%	78.2%
栃木県	91.1%	71.0%	山口県	90.9%	70.8%
群馬県	86.4%	57.7%	徳島県	70.4%	19.8%
埼玉県	94.3%	84.3%	香川県	83.0%	47.7%
千葉県	92.2%	78.6%	愛媛県	86.3%	61.3%
東京都	99.9%	99.7%	高知県	80.9%	43.8%
神奈川県	98.6%	97.3%	福岡県	95.2%	85.0%
新潟県	90.5%	79.3%	佐賀県	88.9%	65.5%
富山県	98.0%	88.1%	長崎県	85.4%	65.6%
石川県	95.5%	86.3%	熊本県	91.1%	72.1%
福井県	98.1%	84.4%	大分県	84.5%	57.4%
山梨県	87.9%	70.8%	宮崎県	91.2%	62.4%
長野県	98.5%	86.2%	鹿児島県	87.1%	44.3%
岐阜県	94.7%	78.9%	沖縄県	88.8%	72.4%
静岡県	87.1%	66.7%			
愛知県	94.0%	82.6%			
三重県	90.5%	62.9%	全国計	94.0%	82.2%
滋賀県	99.3%	93.9%	**秋田県順位**	**90.1%**	**70.1%**
京都府	98.9%	95.8%		**３０位**	**２９位**

４．下水道使用料・負担金・助成金の制定状況

（１）下水道使用料

令和8年４月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系 （区分水量）　は基本水量（基本使用料）の区分線　は水量毎の単価の区分線	基本水量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	使用料体系消費税	1ヶ月20m3・(3人)当り料金消費税込 (円/20m3)
秋田市	(m3) 0 / 10 / 30 / 50 / 100 / 500 / 1,000 1,020 / 181 / 226 / 249 / 305 / 352 / 427 (円)	10	1,020	税抜き	3,113
能代市	(m3) 0 / 6 / 30 / 50 / 100 500 / 82 / 150 / 164 / 177 / 205 (円)	0	500	税抜き	3,401
横手市	(m3) 0 / 5 / 10 / 20 / 30 / 40 / 50 / 100 700 / 140 / 149 / 158 / 167 / 176 / 185 / 194 (円)	5	700	税抜き	3,179
大館市	(m3) 0 / 10 / 20 / 50 / 100 1,400 / 150 / 160 / 190 / 210 (円)	10	1,400	税抜き	3,190
男鹿市	(m3) 0 / 10 / 20 / 50 / 100 1,650 / 165 / 176 / 209 / 231 (円)	10	1,650	税込み	3,300
湯沢市 旧湯沢市、旧皆瀬町、旧雄勝町地区	(m3) 0 / 6 / 20 / 50 / 100 1,327 / 174 / 185 / 195 / 205 (円)　（公衆浴場等 超過料金 6㎥超 一律86円）	6	1,327	税込み	3,763
湯沢市 旧稲川町地区	(m3) 0 / 6 / 20 / 50 / 100 4,527 / 174 / 185 / 195 / 205 (円)　（公衆浴場等 超過料金 6㎥超 一律86円）	6	4,527	税込み	6,963
鹿角市	(m3) 0 / 10 / 20 / 50 / 100 1,915 / 205 / 220 / 235 / 250 (円)	10	1,915	税込み	3,965
由利本荘市	(m3) 0 / 10 / 20 / 50 / 100 523 / 125 / 156 / 177 / 198 / 220 (円)	0	523	税込み	3,333
潟上市	(m3) 0 / 1 / 10 / 20 / 30 / 50 / 100 935 / 55 / 176 / 187 / 198 / 220 / 242 (円)	1	935	税込み	3,190
大仙市（従量制）	(m3) 0 / 10 / 30 / 50 / 100 1,540 / 168 / 178 / 210 / 242 (円)	10	1,540	税込み	3,220
北秋田市	(m3) 0 / 10 / 20 / 30 / 40 / 50 / 100 1,705 / 183.7 / 195.8 / 209 / 222.2 / 235.4 / 248.6 (円)	10	1,705	税込み	3,540
にかほ市	(m3) 0 / 10 / 20 / 50 / 100 1,100 / 130 / 150 / 170 / 200 (円)	10	1,100	税抜き	2,640
仙北市	(m3) 0 / 5 / 10 / 20 / 30 / 40 / 50 / 100 2,200 / 143 / 154 / 165 / 176 / 187 / 198 (円)	10	2,200	税込み	3,630
小坂町	(m3) 0 / 5 / 10 / 20 / 50 / 100 750 / 170 / 190 / 200 / 210 / 220 (円)	5	750	税抜き	3,850
上小阿仁村	(m3) （基本料金1戸当り1,715円）＋ 〔（世帯割り1人につき572円【水洗便所有】）または（世帯割り1人につき524円【水洗便所無】）〕 (円)	－	1,715	税抜き	3,774
藤里町	(m3) 0 / 10 1,200 / 120 (円)	10	1,200	税抜き	2,640
三種町	(m3) 0 / 10 / 100 / 500 / 1,000 1,540 / 154.0 / 143 / 132 / 121 (円)	10	1,540	税込み	3,080
八峰町	(m3) 0 / 10 1,650 / 165 (円)	10	1,650	税込み	3,300
五城目町	(m3) 0 / 10 / 20 / 30 / 40 / 50 / 70 / 100 1,320 / 130 / 132 / 135 / 140 / 150 / 155 / 160 (円)	10	1,320	税抜き	2,882
八郎潟町	(m3) 0 / 5 750 / 150 (円)	5	750	税抜き	3,300
井川町	(m3) 0 / 10 1,570 / 157 (円)	10	1,570	税込み	3,140
大潟村	(m3) 0 / 10 2,175 / 217 (円)	10	2,175	税抜き	4,779
美郷町 六郷地区	(m3) 0 / 10 1,361 / 156 (円)	10	1,361	税込み	2,921
美郷町 飯詰地区	(m3) 0 / 5 550 / 143 (円)	5	550	税込み	2,695
羽後町	(m3) 0 / 10 / 20 / 50 / 100 1,650 / 165 / 176 / 198 / 220 (円)	10	1,650	税込み	3,300
県・十和田湖	(m3) 0 / 10 / 30 / 50 990 / 121 / 176 / 275 (円)	10	990	税込み	2,200

（２）受益者負担金

令和８年４月現在

市町村名	供用開始	負担（分担）区	単位負担金額（円/㎡） 対象事業費	負担率	金額	徴収時期	徴収方法 分割年数	単年度納入回数	納入月	延滞金の率（%）	報奨金制度等	備考
秋田市	昭和45.4	旧秋田市全域	末端管渠費	1/5	335	申告書提出後	3	12	毎月	分担金に限り14.5%（督促状発送した10日以前は、7.25%）		
	平成5.4	旧河辺町全域			335							
	平成4.4	旧雄和町全域			335							
能代市	昭和59.10	港町	末端管渠費	1/3	40	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5		
		出戸第１，浜通第１		1/5	370							
		長崎，出戸第２、浜通第２、向能代、中川原、東能代		1/5	480							
横手市	平成元.4	横手公共第１	末端管渠費	1/3	400	供用開始と同時	5	3	7,10,1	14.5（1ヶ月まで7.25）		
		横手公共第２		1/3	480							
		横手公共第３		1/3	420							
	平成元.4	増田公共	末端管渠費	1/2	（合算）							
			戸数割り		50,000							
			面積割り		280							
	平成元.4	平鹿公共	末端管渠費	100%	340							
	平成元.4	雄物川公共			（合算）							
			１戸当たり		74,000							
			面積当たり		150							
	平成元.4	十文字公共	末端管渠費	30%	380							
	平成12.9	山内公共	末端管渠費	2.5%								
			戸数割り		90,000							
			面積割り（建築物）		300							
	平成元.4	大雄公共	末端管渠費	100%	330							
大館市	平成4.4	旧大館市全域（真中地区を除く）	末端管渠費	1/4	420	申告書提出後	5	4	6,9,11,2	14.5（1ヶ月まで7.25）	負担金負担残額の1年目5% 2年目4% 3年目3% 4年目2% 5年目1%	
	平成6.4	旧比内町全域		1/5	390							
	平成7.4	旧田代町全域		1/4	350							
	令和4.4	旧大館市真中地区全域	戸数当たり　200,000円			使用時と同時	1	1	使用時		なし	
男鹿市	平成元.4	男鹿第1,2	末端管渠費	30%	400	供用開始と同時	5	4	5,9,11,2	14.5		500m2を超える面積は猶予
		男鹿第3			410							
	平成4.4	旧若美町全域	末端管渠費	1/4						14.6		
			200㎡未満		200							
			200～350㎡未満		300							
			350～500㎡未満		400							
			500㎡以上		500							
湯沢市	平成8.4	湯沢第1	末端管渠費	1/3	440	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5（1ヶ月まで7.25）	負担金の10%	
	平成18.3 平成19.3	大谷 稲川	総事業費	2.6%						14.6（1ヶ月まで7.3）		
			一般用（1戸当たり）									
			団体用1種（1箇所当たり）									
			団体用2種（1箇所当たり）		140,000							
			営業用（1箇所当たり）									
	平成20.9	院内	総事業費	4.3%								
			一般用	（1戸当たり）								
			団体用	（1箇所当たり）	160,000							
			営業用									
	平成 14.10 平成18.3	小安 皆瀬	総事業費	1.9%								
			一般・団体		160,000							
			営業用（人員割り20人以下定額）		200,000							
			営業用（人員割り20人超50人以下人数割り）		10,000							
			営業用（人員割り50人超人数割り）		5,000							
鹿角市	平成7.4	全域	末端管渠費	1/5	480	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	特例基準割合に7.3%加算した割合。ただし、上限14.5%（1ヶ月までは、特例基準割合に1.0%を加算した割合。ただし、上限7.25%）	負担金の6%	
由利本荘市	平成3.4	本荘第1～5	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5		
	平成12.4	旧矢島町全域	末端管渠費	10%			1	1	7	14.5		
			戸数割り		30,000							
	平成4.4	旧岩城町全域	末端管渠費	1/3	100		10	12	毎月	14.6		
	平成7.4	旧由利町全域	汚水工事費	15%以内			10	4	6,9,12,3	14.6		
			戸数割り		350,000							
	平成12.3	旧大内町全域	1戸当たり事業費	4%			5	4	6,9,12,2			
			戸数割り		200,000							
	平成7.9	旧西目町全域	末端管渠費	1/5			5	4	5,8,11,2	14.6		
			戸数割り		200,000							

令和８年４月現在

市町村名	供用開始	負担（分担）区	単位負担金額（円/㎡） 対象事業費	負担率	金額	徴収時期	徴収方法 分割年数	単年度納入回数	納入月	延滞金の率（%）	報奨金制度等	備考
潟上市	昭和61.4	全域	末端管渠費	1/4	325	供用開始日の翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
大仙市	昭和63.4	大曲第１	末端管渠費	30%	395	供用開始と同時	3	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
		大曲第２			398							
		大曲第３			390							
		大曲第４			410							
		大曲第５			430							
		大曲第６			430							
		大曲第７			430							
	平成19.3	神岡	１基当たり		150,000		3	1	12			
	平成3.10	中仙第1～9	末端管渠費	100%	330		5	4	6,9,11,2	14.6 (1ヶ月まで7.3)		
	平成9.3	協和	１戸当たり		150,000		5	1	3			
	平成8.6	仙北	１受益者当たり		360,000		5	1	12			
	平成10.4	西仙北	１受益者当たり		150,000		5	1	12			
	平成22.3	南外	１基当たり		150,000		3	1	12			
北秋田市	平成10.4	鷹巣北部 鷹巣中部 鷹巣南部	末端管渠整備費	1/5	430	供用開始と同時	5	4	6,8,10,12	14.5	負担金の6%	
	平成9.4	森吉	末端管渠費	1/5	340	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金の5%	
	平成15.3	阿仁	１戸当たり		100,000	供用開始と同時	2～3	1	6	14.5		
	平成17.7	旧合川町地区	受益者負担金制度なし									
にかほ市	平成10.4	第1	末端管渠費	1/3		供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金の9.5%	
			戸数割り		110,000							
仙北市	平成6.4	角館第1～4	末端管渠費	1/2	410	供用開始と同時	5	4	7,9,11,1	14.6	負担金の2～20%	過誤納の還付あり
	平成23.4	角館第5	末端管渠費	100%	255							
	昭和61.6	武蔵野	末端管渠費	1/3	277							
		武蔵野第２			320							
		宿			390							
		潟前	総事業費	3/10	340							
		春山		1/10	290							
	平成18.3	生保内北部	末端管渠費	1/3	290							
小坂町	平成10.4	全域	末端管渠費	1/3	（合算）	供用開始と同時	5	4	6,9,11,1	14.5		
			戸数割り		105,000							
			面積割り		100							
上小阿仁村	平成13.10	受益者負担金制度なし										
藤里町	平成15.3	全域	１戸当たり		150,000	下水道接続時	1	一括納付のみ				
三種町	平成4.5	旧琴丘町全域	末端管渠費	75%	1㎡当たり350円（上限450㎡）	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.6 (1ヶ月まで7.3)	負担金の6%	
	平成7.4	旧山本町全域	総事業費	5～6%								
	平成8.4	旧八竜町全域	戸数割り		150,000							
八峰町	平成14.3	旧八森町全域	末端管渠費			供用開始日の翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5		
			１受益地当たり		120,000							
	平成16.3	（旧峰浜村） 第１期 第２期（一部）	１受益地当たり		180,000	供用開始と同時					分担金の5%	
五城目町	平成5.10	全域	末端管渠費	68%		供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.5		
			戸数割り		170,000							
八郎潟町	平成2.10	全域	末端管渠費	1/3	370	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
井川町	平成2.4	全域	末端管渠費	30%	（合算額）	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	分担金の6%	
			面積割り（330㎡上限）		100							
			世帯人口割り		11,000							
			戸数割り		83,000							
大潟村	昭和44.5	受益者負担金制度なし										
美郷町	平成10.4	六郷第1	総事業費	5.7%	（合算）	供用開始日の翌年度初め	5	4	6,8,10,12	14.6(督促状を発して10日を経過した日から) 7.3(督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から10日まで)		
			個別均等割り		64,000							
			面積割（宅地面積当り）		119							
		飯詰第２	個別均等割り		214,000							
羽後町	平成16.4	西馬音内	１戸当たり		200,000	供用開始と同時	5	4	7,9,11,2	14.6 7.3(督促状を発した日から10日まで)	分担金の10%	
県・十和田湖	平成3.4	受益者負担金制度なし										

（３）水洗化助成・貸付制度

令和8年４月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所	し尿浄化槽	汲取便所			し尿浄化槽		
	1世帯当り	1世帯当り	貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
秋田市	・供用開始の日から3年以内は4万円、3年経過後は2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円（中心市 街地区域10万円） ※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内(125万円限度)	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
能代市	住宅リフォーム補助 ①一般制度 工事費の10%、限度額20万円 ②多世代同居 工事費の10%、限度額20万円 ③多子世帯 工事費の10%、限度額20万円 ④空き家 工事費の10%、限度額20万円 ※②～④は、各々加算 ※令和元年度以前の事業で限度額に達している方も再度利用できる。	汲取便所と同様	対象工事1件当り１００万円以内	50ヶ月以内元金均等償還	3年以内：市負担 3年超～：1/2市負担	汲取便所と同様		
横手市	（助成制度なし）		1世帯当り120万円 供用開始後３年を過ぎた世帯は80万円	72ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大館市	住宅リフォーム支援 （いずれも工事費30万円以上） ①一般補助 工事費の5%、限度額10万円 ②子育て支援 工事費の10%、限度額20万円 ③三世代同居 工事費の10%、限度額30万円 ④空き家リフォーム･市内在住 工事費の10%、限度額30万円 ⑤空き家リフォーム･市外から転入 工事費の20%、限度額50万円 ⑥移住者支援 工事費の15%、限度額40万円	汲取便所と同様	1戸当り80万円以内 2個以上の場合は 限度額150万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
男鹿市	（助成制度なし）		（貸付制度なし）					
湯沢市	（助成制度なし）		（貸付制度なし）					
鹿角市	工事費が１０万円以上（税込） および市内業者が施工する工事 住環境向上対策事業：補助対象額の２０%、上限１０万円	汲取便所と同様	1世帯当り80万円 法人以外のアパート等の場合は１部屋につき３０万円以内で限度額１５０万円	50ヶ月以内 元金均等毎月償還	市負担	汲取便所と同様		
由利本荘市	住宅リフォーム補助 工事費の**15または10%** (工事費50または20万円以上) 限度額**20または10万円**	汲取便所と同様	（貸付制度なし）					
潟上市	住宅リフォーム補助 工事費の10～30% (工事費50万円以上に限る) 限度額4～30万円 ※補助率・限度額は対象世帯により異なる。	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家ｱﾊﾟｰﾄ等は 1戸25万円以内 限度額100万円	60ヶ月以内均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大仙市	（助成制度なし）	合併処理浄化槽新規の接続工事に ５万円の補助金	（貸付制度なし）					

令和8年４月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所	し尿浄化槽	汲取便所			し尿浄化槽		
	1世帯当り	1世帯当り	貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
北秋田市	生活扶助世帯及び準ずる世帯を対象に改造費の40%以内、限度額24万円 住宅リフォーム補助 一般世帯 工事費の10% 限度額10万円 子育て世帯 工事費の15% 限度額30万円 中古住宅購入 工事費の20% 限度額40万円 災害復旧　工事費の10%　限度額10万円（R７以降の自然災害に伴う被害の復旧） 移住者加算 上記補助金に加え工事費の15% 限度額30万円 下水道接続工事加算 上記補助金に加え、定額5万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 供用開始から３年超えたら５０万円	60ヶ月元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
にかほ市	・供用開始より３年以内の区域で新規接続申請の場合 2万円以内 ・住宅リフォーム補助 一般型 工事費5%又は最大10万円 子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 空家購入型 工事費10%又は最大20万円 高齢者持ち家型 工事費10%又は最大20万円	・供用開始より３年以内の区域で新規接続申請の場合 1万円以内 ・住宅リフォーム補助※条件同左	（貸付制度なし）					
仙北市	（助成制度なし） 仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん実施(あっせん額は1件につき100万円以内)	汲取便所と同様	（貸付制度なし）					
小坂町	住宅リフォーム補助 工事費の20% 上限：20万円	汲取便所と同様	（貸付制度なし）					
上小阿仁村	宅地内配管費補助　1戸当り　2万円 住宅リフォーム補助 工事費の10%（下限工事費：50万円） 上限：20万円		（貸付制度なし）					
藤里町	・加入奨励金：上限7万円 ・資金対策助成金：上限4.2万円 ・積立奨励金：上限3万円 ・環境浄化促進助成金（配管、桝、便器、既設便槽解体に助成）		（貸付制度なし）					
三種町	住宅リフォーム補助 工事費の10% (下限工事費：20万円) 上限：15万円	汲取便所と同様	1戸当り100万円 2箇所以上の場合は 2箇所目から1箇所40万円、限度額200万円 3年超は上記の1/2	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八峰町（旧八森町地区） 八峰町（旧峰浜村地区）	八峰町住まいづくり応援事業 （住宅リフォーム補助） ・下水道新規加入の場合　100,000円 （リフォーム支援補助に加算する）		1対象工事当り70万円 2箇所以上の場合は、1箇所につき30万円以内を増額できる 限度額100万円	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
五城目町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 子育て世帯(持家)…工事費の10% 上限：20万円 子育て世帯(中古住宅購入)…工事費の15% 上限：30万円 移住定住(定着回帰型)…工事費の10% 上限：20万円 移住定住(中古住宅購入型)…工事費の15% 上限：30万円 一般世帯（持家）…工事費の10% 上限：10万円		1戸当り100万円 便所2か所以上の場合は1か所当たり50万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八郎潟町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 要件：補助対象工事費50万円以上（消費税込み） 1.子育て世帯(持家型)…工事費の15% 上限：30万円 2.空き家購入型…工事費の50% 上限：40万円 ※但し、下記要件を満たす場合はそれぞれ20万円加算（最大60万円加算） ①子育て世帯②移住・定住世帯③空き家バンク登録物件を取得する場合 3.移住定住(定着回帰型)…工事費の15% 上限：30万円		1世帯当り100万円 貸家ﾌﾟﾊﾟｰﾄ等は 1戸40万円 限度額160万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
井川町	一世帯当10万円の助成 （世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成）		1世帯当り100万円 貸家ﾌﾟﾊﾟｰﾄ等は 1戸25万円 限度額125万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
美郷町	下水道接続費補助金　上限20万円		（貸付制度なし）					
羽後町	令和５年度より廃止		1世帯当り90万円以内 2個以上の場合は 限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
東成瀬村	1.住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の10%　上限20万円 2.子育て住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の20%　上限30万円		（貸付制度なし）					

５．水質の規制状況

（１）処理場流入水に対する規制（排除基準）

対象物質又は項目 ＼ 下水道法 ／ 下水道法施行令		除害施設の設置基準	特定事業場からの排除基準		
		第12条第1項	第12条の2第1項	第12条の2第3項	
		第9条	第9条の4第1項	第9条の5第1項	第9条の5第2項
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量				380mg/L未満	125mg/L未満
水素イオン濃度	海域	5以下9以上		5超～9未満	5.7超～8.7未満
	その他				
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）				600mg/L未満	300mg/L未満
浮遊物質量（ＳＳ）				600mg/L未満	300mg/L未満
温度		45℃以上			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ．鉱油類	5mg/L超		5	
	ロ．動植物油脂類	30mg/L超		30	
沃素消費量		220mg/L以上			
カドミウム及びその化合物			0.03		
シアン化合物			1(0.1)		
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）			1(0.5)		
鉛及びその化合物			0.1		
六価クロム化合物			0.2		
砒素及びその化合物			0.1		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物			0.005		
アルキル水銀化合物			検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル			0.003		
トリクロロエチレン			0.1		
テトラクロロエチレン			0.1		
ジクロロメタン			0.2		
四塩化炭素			0.02		
１，２－ジクロロエタン			0.04		
１，１－ジクロロエチレン			1		
シス－１，２－ジクロロエチレン			0.4		
１，１，１－トリクロロエタン			3		
１，１，２－トリクロロエタン			0.06		
１，３－ジクロロプロペン			0.02		
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)			0.06		
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)			0.03		
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)			0.2		
ベンゼン			0.1		
セレン及びその化合物			0.1		
ほう素及びその化合物	海域		230		
	その他		10		
ふっ素及びその化合物	海域		15		
	その他		8		
１，４－ジオキサン			0.5		
フェノール類			5(0.5)		
銅及びその化合物			3(1.0)		
亜鉛及びその化合物			2		
鉄及びその化合物（溶解性）			10		
マンガン及びその化合物（溶解性）			10		
クロム及びその化合物			2		
ダイオキシン類			10pg-TEQ/L		

１　（ ）は秋田県公害防止条例による上乗せ基準
２　単位は水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/L以下

（２）放流水に対する規制（排水基準）

法令 ／ 対象物質または項目		水質汚濁防止法第3条第1項による排水基準	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県条例第40条別表第2による上乗せ排水基準		
			第1種水域	第2種水域	第3種水域
カドミウム及びその化合物		0.03			
シアン化合物		1	0.1	0.1	0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）		1	0.5	0.5	
鉛及びその化合物		0.1			
六価クロム化合物		0.2			
砒素及びその化合物		0.1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005			
アルキル水銀化合物		検出されないこと			
ポリ塩化ビフェニル		0.003			
トリクロロエチレン		0.1			
テトラクロロエチレン		0.1			
ジクロロメタン		0.2			
四塩化炭素		0.02			
１，２－ジクロロエタン		0.04			
１，１－ジクロロエチレン		1			
シス－１，２－ジクロロエチレン		0.4			
１，１，１－トリクロロエタン		3			
１，１，２－トリクロロエタン		0.06			
１，３－ジクロロプロペン		0.02			
チウラム		0.06			
シマジン		0.03			
チオベンカルブ		0.2			
ベンゼン		0.1			
セレン及びその化合物		0.1			
ほう素及びその化合物	海域	230			
	その他	10			
ふっ素及びその化合物	海域	15			
	その他	8			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100			
１，４－ジオキサン		0.5			
水素イオン濃度	海域	5.0～9.0			
	その他	5.8～8.6			
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）		160(120)	(30)	(60)	
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）		160(120)	(30)	(60)	
浮遊物質量（ＳＳ）		200(150)	(70)	(120)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ．鉱油類	5			
	ロ．動植物油脂類	30			
フェノール類含有量		5	0.5	0.5	2.0
銅含有量		3	1.0	1.0	2.0
亜鉛含有量		2			
溶解性鉄含有量		10			
溶解性マンガン含有量		10			
クロム含有量		2			
大腸菌数		(800CFU/mL)			
ダイオキシン類		10pg-TEQ/L			

１　（ ）は日間平均値
２　単位は水素イオン濃度、大腸菌数及びダイオキシン類を除きすべてmg/L
３　アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
４　ダイオキシン類の基準は水質汚濁防止法ではなく、ダイオキシン類対策特別措置法で対象施設となる場合に適用

（３）上乗せ排水基準に係る水域の区分

（県公害防止条例第４０条別表第２付表）

第一種水域	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域（湖沼及び海域を除く。）
	湖沼	天然湖沼及び人工湖
	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水域	河川	旭川（添川橋下流）、草生津川、新城川（新城橋下流）、土買川（心像川合流点上流）、丸子川（田茂木橋下流）、横手川（本郷橋下流）、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川（大館市の区域内）、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川（田中橋下流）並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域並びに太平川（松崎橋上流）、猿田川、福部内川（東川橋上流）、窪堰川（杉本橋上流）、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。）　第二種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に限る。）　米代川（檜山川合流点から大湯川合流点まで）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）及び別所川に限る。）　引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）、別所川、小坂川、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に流入する公共用水域（第三種水域並びに大森川（花岡川合流点上流）、下内川（長面橋上流）及び芋川を除く。）
	海域	能代港の港湾区域（米代川本流を除く。）、本荘港の港湾区域（子吉川本流を除く。）及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川（入見内橋上流）、米代川（檜山川合流点下流）、檜山川、引欠川（長内沢川合流点上流）、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域　第三種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、雄物川（秋田大橋下流）に限る。）　旧雄物川（港大橋上流）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、旭川及び草生津川を除く。）　小坂川及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、古遠部川に限る。）　雄物川（秋田大橋下流）及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋田港の港湾区域（港大橋上流を除く。）及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域

計画放流水質

○処理施設の構造の技術上の基準（下水道法第７条・同法施行令第５条の５・同法施行規則第４条の２）

方法	生物化学的酸素要求量（単位mg/l・5日間）	窒素含有量（単位mg/l）	燐含有量（単位mg/l）
（令）下水を処理する構造（例）標準活性汚泥法	10を超え15以下	―	―
（規則）計画放流水質	15以下	20以下	3以下

＊下水の放流先の河川その他の公共の水域等の状況を考慮して下水道管理者が定める

○放流水の水質の技術上の基準（下水道法第８条・同法施行令第６条）

	水素イオン濃度（ｐＨ）	浮遊物質量（単位mg/l）	大腸菌数（単位CFU/mL）
（令）放流水の水質	5.8以上～8.6以下	40以下	800以下

＊令第５条の５第２項に規定する計画放流水に適合する数値

６．農業集落排水施設

（１）農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年　由利本荘市（旧由利町）五十土（イカヅチ）地区、潟上市（旧飯田川町）妹川（イモカワ）地区　着手。
昭和59年　由利本荘市（旧由利町）五十土地区、
　　秋田市（旧河辺町）岩見三内中央地区　供用開始
　　～
令和7年　事業着手　201地区、供用済み　201地区

○農業集落排水施設整備の経緯

年　度	事業着手 地 区 数	供 用 地区数	供　用 処理場数	統合・下水道 接続による 廃止処理場数	汚水処理人口普及率(%)	
					農業集落 排水施設	全　体
S57	2	0	0		0.0	6.8
S58	7	0	0		0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
S60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4		0.8	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
H 3	8	2	1		1.1	17.1
H 4	9	13	12		2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9		2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8		9.0	61.6
H16	5	9	8		9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	6	3	3		9.6	72.5
H19	3	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5		10.3	76.7
H21	1	5	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	4	5	1	10.8	81.3
H24	1	0	1	5	10.6	82.7
H25	0	2	1	2	10.5	83.7
H26	0	0	0		10.3	84.5
H27	0	1	1		10.4	85.4
H28	0	0	0	1	10.3	86.1
H29	0	1	0	4	10.2	86.7
H30	0	0	0	3	10.1	87.4
R1	0	0	0	1	10.0	88.0
R2	0	0	0	6	9.6	88.4
R3	0	0	0	7	8.9	88.9
R4	0	0	0	4	8.9	89.2
R5	0	0	0	5	8.6	89.6
R6	0	0	0	2	8.6	89.8
R7	0	0	0	2	8.1	90.1
累　計	201	201	193	42		

＊1 供用地区には、公共下水道接続の地区を含む。
＊2 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。
＊3 分割採択地区は1地区として計上。

（２）農業集落排水施設　地区〈処理区〉一覧表

（令和７年度末）

市町村名（25）	旧市町村名（69）	地区数	地区名〈処理区名〉	計画人口（人）	事業期間 着工	事業期間 完了	供用年月	摘要
鹿角市		3	小豆沢	384	H10	H13	H13. 4	
		(3)	谷内・永田	462	H15	H20	H20.4	
			末広	557	H23	H27	H27.4	
小坂町								農業集落排水施設計画なし
大館市	大館市	7	餌釣	214	S62	H 1	H 2. 4	
		(5)	山館	372	H 3	H 5	H 5. 8	
			(真中)		H 5	H 9	H 8. 8	R4.4.1公共下水道へ接続
			(沢尻)		H 7	H 9	H 9. 8	H29.12十二所北処理区へ統合
			麓西	358	H 9	H11	H12. 4	
			四羽出	560	H10	H14	H15. 4	
			十二所北[沢尻]	1,291	H15	H20	H21. 4	
	比内町	3	小新田・羽立	155	H 9	H11	H11. 5	
		(3)	八木橋	325	H12	H16	H15. 5	
			独鈷中野	1,209	H17	H22	H21. 4	
	田代町	2	山田	457	H 9	H11	H11. 7	
		(2)	岩野目	112	H13	H15	H16. 4	
北秋田市	鷹巣町	2	脇神	153	H 8	H10	H10. 6	
		(2)	坊沢	670	H12	H17	H15.10	
	森吉町	2	浦田	372	H 8	H10	H10. 6	
		(2)	前田	741	H12	H16	H14. 8	
	阿仁町	1	根子	102	H13	H15	H15.11	
		(1)						
	合川町	11	(上杉)		H 3	H 5	H 5. 7	R5.3.31公共下水道へ接続
		(9)	(下杉)		H 5	H 7	H 7. 8	R5.3.31公共下水道へ接続
			西	501	H12	H17	H18. 4	
			羽根山	172	H 8	H10	H10. 7	
			合川〈鎌沢〉	119	S59	S62	S63. 1	
			合川〈三木田〉	110	S58	S60	S61. 1	
			合川〈三里〉	86	S63	H 4	H 4. 5	
			根田、芹沢	258	H 9	H12	H12.12	
			木戸石	492	H 6	H 8	H 8. 7	
			増沢	150	H 7	H 9	H 9.11	
			道城	146	H18	H22	H22.4	
上小阿仁村		4	上仏社	51	H 2	H 4	H 4. 7	
		(3)	(五反沢)		H 5	H 7	H 8. 7	R4.4.1公共下水道へ接続
			小沢田	387	H 8	H11	H11. 4	
			羽立	215	H12	H15	H15. 4	
能代市	能代市	1	浜浅内	206	H 9	H11	H11. 8	
		(1)						
	二ツ井町							農業集落排水施設計画なし
藤里町		1	中通	141	H11	H15	H14.12	
		(1)						
三種町	琴丘町	1	大又	218	H11	H16	H14. 8	
		(1)						
	山本町	2	下岩川	526	H18	H23	H23.4	
		(2)	外岡・羽立	216	H13	H16	H16. 4	
	八竜町	2	(八竜〈釜谷〉)		S58	S61	S62. 4	H30.4公共下水道へ接続
		(1)	芦崎	476	H 7	H10	H 9. 4	
八峰町	八森町							農業集落排水施設計画なし
	峰浜村	3	石川	335	H10	H13	H12.12	
		(3)	岩子・大久保岱	169	H14	H17	H17. 3	
			塙	434	H18	H22	H22.3	
秋田市	秋田市	11	(豊岩〈豊巻〉)		S60	S63	H 1. 4	R3.10公共下水道へ接続
		(2)	(豊岩〈小山〉)		S60	H 1	H 2. 4	R3.10公共下水道へ接続
			(石田坂)		S61	H 1	H 2. 4	R3.4公共下水道へ接続
			(笹岡)		H 2	H 4	H 4.10	R4.4.1公共下水道へ接続
			(寒川)		H 5	H 7	H 7.10	H29.4下北手中央処理区へ統合
			(下新城北部)		H 6	H 8	H 9. 4	R5.4.1公共下水道へ接続
			(上新城)		H 9	H12	H12. 4	R6.4.1公共下水道へ接続
			(下新城南部)		H11	H14	H14. 4	R5.4.1公共下水道へ接続
			上北手東部	152	H13	H16	H16. 4	
			下北手中央[寒川]	636	H16	H20	H20. 4	
			(金足)		H19	H25	H25.4	1期H19～H25　2期　H20～H24 H25.4公共下水道へ接続
	河辺町	7	(砂子渕)		H 6	H 8	H 8.10	R2.4岩見三内中央地区へ統合
		(3)	三内	258	H10	H12	H12.12	
			(飛沢)		H 1	H 2	H 3. 4	H31.4河辺岩見山内中央処理区へ統合
			岩見山内中央[飛沢]	594	S58	S63	S59. 6	
			(下三内)		H 6	H 8	H 8. 4	R7.4.1公共下水道へ接続
			(赤平)		H 3	H 5	H 5. 4	R7.4.1公共下水道へ接続
			岩見	215	H15	H20	H20. 4	
	雄和町	5	雄和〈新波〉	295	S58	S63	S63.12	
		(4)	向野	278	H 4	H 6	H 6. 7	
			(戸賀沢)		H 6	H 9	H 8.12	R4.4.1公共下水道へ接続
			萱ヶ沢	237	H 9	H12	H12.12	
			種平	486	H12	H17	H16. 7	
男鹿市	男鹿市	1	五里合	936	H 6	H10	H 9.12	
		(1)						
	若美町							農業集落排水施設計画なし

市町村名（25）	旧市町村名（69）	地区数	地区名〈処理区名〉	計画人口（人）	事業期間 着工	事業期間 完了	供用年月	摘要
潟上市	昭和町	1 (0)	(豊川)		H10	H13	H14. 3	R5.4公共下水道へ接続
	飯田川町	3 (0)	(妹川)		S57	H2	S63.4	S63.4公共下水道へ接続
			(新道)		H3	H6	H6.4	H6.4公共下水道へ接続
			(飯塚浜)		H1	H3	H3.4	H3.4公共下水道へ接続
	天王町	3 (0)	(湖岸)		H 1	H 4	H 4. 4	H24.12公共下水道へ接続
			(羽立)		H 5	H 7	H 8. 4	H24.12公共下水道へ接続
			(大崎)		S59	S63	S64. 1	H22.11公共下水道へ接続
五城目町		1 (0)	(上山内)		H 7	H11	H11. 5	H25.4公共下水道へ接続
八郎潟町		2 (0)	(小池)		S63	H 2	H 3. 3	H25.4公共下水道へ接続
			(浦大町)		H 5	H 7	H 7. 4	H25.4公共下水道へ接続
井川町		2 (0)	(井内)		H 5	H 7	H 7. 4	H25.3公共下水道へ接続
			(蓮田)		H11	H16	H14. 4	H25.3公共下水道へ接続
大潟村								農業集落排水施設計画なし
由利本荘市	本荘市	10 (10)	万願寺〈小友第一〉	1,038	H 4	H 6	H 6. 7	
			内越第一〈内越畑谷〉[北内越第二]	786	H 5	H 7	H 7. 6	
			小友第二	247	H 5	H 7	H 7.10	
			子吉[南福田]	1,609	H 6	H 8	H 8. 7	
			石沢第二	471	H 7	H10	H 9. 6	
			南内越第二	516	H 9	H11	H11. 4	
			石沢第一	701	H11	H14	H13.11	
			(北内越第二)		H13	H18	H17. 1	H30.11内越第一処理区へ統合
			松ヶ崎第二〈芦川〉	40	H19	H23	H24.4	
			松ヶ崎第二〈親川〉	34	H19	H23	H23.4	
			松ヶ崎第二〈深沢〉	67	H19	H23	H22.4	
			小友第三	203	H17	H21	H22.4	
	矢島町	4 (1)	(元町・荒沢)		H 4	H 6	H 6. 6	R3.1公共下水道へ接続
			(郷内・坂之下)		H 5	H 7	H 7. 8	R3.12公共下水道へ接続
			川辺・木在	355	H 6	H 8	H 8. 6	
			(新荘・立石)		H 7	H 9	H 9. 5	R6.3.22公共下水道へ接続
	岩城町	4 (4)	岩城〈亀田〉	1,006	S62	H 5	H 4. 4	
			上蛇田	73	H 5	H 7	H 7. 4	
			高畑	249	H 7	H 9	H10. 4	
			滝俣	116	H 9	H11	H11. 4	
	由利町	14 (10)	由利第二〈五十土〉	128	S57	S59	S59. 6	
			由利〈山本〉[土倉]	436	S58	S61	S61. 8	
			由利第三〈久保田〉	72	S59	S61	S62. 8	
			由利第六〈小菅野〉	71	S61	S62	S63. 8	
			川西	441	S63	H 4	H 4. 9	
			由利第五〈東鮎川〉[町村・中畑]	644	H 2	H 4	H 4. 9	
			(町村)		H3	H4	H 4. 9	H4.9東鮎川処理区へ統合
			由利第八〈黒沢明法〉	225	H 4	H 6	H 6. 8	
			由利第七〈曲沢〉	164	H 4	H 6	H 6. 8	
			吉沢	161	H 5	H 7	H 7. 6	
			(南福田)		H 5	H 7	H 7. 6	H29.4子吉処理区へ統合
			(土倉)		H 6	H 7	H 8. 4	H30.4山本処理区へ統合
			(中畑)		H 7	H 9	H 9. 6	H23.12東鮎川処理区へ統合
			屋敷	48	H 8	H10	H10. 6	
	西目町	1 (1)	西目南部	658	H 9	H12	H12. 6	
	鳥海町	3 (2)	伏見・上川内[平根]	1,286	H 9	H11	H11. 4	
			(平根)		H16	H18	H17. 3	H17.3伏見上川内処理区へ統合
			笹子	825	H13	H16	H15. 4	
	東由利町	4 (3)	老方舘合[田代黒渕]	1,366	H 8	H10	H10. 7	
			蔵・法内	624	H13	H16	H16. 4	
			大琴	324	H17	H21	H21.10	
			(田代黒渕)		H24	H28	H29. 4	H29.4老方舘合処理区へ統合
	大内町	7 (5)	松本	508	H 6	H 9	H 9. 6	
			岩野目沢	221	H 8	H10	H10. 6	
			樽渕[羽広・滝]	384	H10	H13	H13. 3	
			(滝)		H11	H15	H15. 3	H15.3樽渕処理区へ統合
			(羽広)		H11	H15	H15. 3	H15.3樽渕処理区へ統合
			中帳	175	H19	H23	H23. 4	
			葛岡・新田	990	H16	H21	H22. 4	
にかほ市	仁賀保町	8 (7)	院内	800	H 1	H 4	H 4. 5	
			百目木	365	H 2	H 5	H 5. 5	
			杉山	476	H 3	H 5	H 5. 5	
			伊勢居地[桂坂]	591	H 4	H 7	H 6.11	
			小国	327	H 5	H 7	H 7. 5	
			(桂坂)		H 6	H 8	H 8. 5	H28.4伊勢居地処理区へ統合
			冬師	35	H 9	H11	H11. 5	
			釜ケ台	89	H10	H12	H12. 5	
	金浦町	1 (1)	大竹	275	H 8	H10	H10. 8	
	象潟町	6 (6)	小滝	306	H 4	H 8	H 6.11	
			西中野沢	117	H 5	H 7	H 7.10	
			上郷北部	460	H 7	H 9	H 9.11	
			関	135	H 8	H10	H10.10	
			上郷南部	421	H10	H12	H12. 8	
			上浜中央	1,112	H14	H19	H17.10	

市町村名（25）	旧市町村名（69）	地区数	地区名〈処理区名〉	計画人口（人）	事業期間 着工	事業期間 完了	供用年月	摘要
大仙市	大曲市	3	中田・宮林	552	H10	H13	H13. 9	
		(3)	大曲西部	1,327	H14	H19	H19.10	
			角間川	384	H20	H24	H24.3	
	神岡町	2	(神岡東部)		H 9	H11	H11. 4	R4.12公共下水道へ接続
		(1)	神岡西部	447	H14	H18	H17. 4	
	西仙北町	2	上野	693	H 8	H11	H10.11	
		(2)	川里	918	H10	H13	H13. 2	
	中仙町	3	中荒井	461	H 9	H12	H12. 9	
		(3)	大神成	271	H12	H15	H15. 8	
			田ノ尻	413	H16	H20	H20.10	
	協和町	10	一ノ渡	237	H10	H12	H12. 9	
		(10)	稲沢	130	H 6	H 9	H 9. 3	
			水沢	369	H12	H15	H14.11	
			白岩	165	H 7	H 9	H 9. 9	
			川口	145	H 8	H10	H10. 3	
			小種	439	H11	H14	H14. 8	
			沢庄	196	H16	H20	H20.3	
			宇津野	285	H13	H16	H16. 4	
			下淀川	296	H15	H18	H18. 4	
			峰吉川	623	H17	H21	H21. 3	
	南外村							農業集落排水施設計画なし
	仙北町	5	(薬師)		H 1	H 4	H 4. 6	R2.12公共下水道へ接続
		(1)	(福田)		H 3	H 6	H 6. 7	R2.12公共下水道へ接続
			(払田)		H 6	H10	H11. 5	R2.12公共下水道へ接続
			仙北北部	681	H 9	H13	H14. 3	
			(板見内)		H14	H19	H20. 5	H20.5公共下水道へ接続
	太田町	5	横沢	880	H 6	H 9	H 9. 4	
		(5)	大町	594	H 7	H10	H10. 6	
			小神成	1,096	H10	H15	H13. 6	
			太田今泉	766	H14	H19	H19.7	
			三本扇	500	H18	H23	H24.3	
仙北市	角館町	1	前郷	411	H 9	H12	H13. 4	
		(1)						
	田沢湖町	1	田沢	265	H17	H21	H22. 4	
		(1)						
	西木村	5	戸沢	60	H 7	H 9	H10. 3	
		(5)	桧木内	899	H10	H13	H12. 4	
			西明寺西部	396	H 7	H10	H10. 3	
			西明寺	555	S63	H 4	H 4. 4	
			西明寺南部	867	H 4	H 8	H 8. 4	
美郷町	六郷町							農業集落排水施設計画なし
	千畑町	3	一丈木	1,004	H 1	H 5	H 4. 4	
		(3)	本堂	649	H 3	H 7	H 7. 4	大仙市の一部区域を含む
			上畑屋	811	H 7	H11	H10. 3	
	仙南村	3	仙南〈後三年〉	218	S58	S62	S61.11	横手市の一部区域を含む
		(2)	(仙南)〈飯詰〉		S62	H 2	H 2. 4	R6.3公共下水道へ接続
			野荒町	625	H 8	H11	H11.10	
横手市	横手市	1	金沢	609	H21	H26	H25.4	
		(1)						
	増田町							農業集落排水施設計画なし
	平鹿町							農業集落排水施設計画なし
	雄物川町							農業集落排水施設計画なし
	大森町	5	大森	1,477	S58	H 2	S63. 4	
		(5)	十日町	352	H 2	H 5	H 4. 7	
			川西	1,198	H 5	H 9	H 8. 4	
			上溝	754	H 8	H11	H11. 4	
			大森本郷	142	H12	H15	H15. 3	
	十文字町	2	今泉	913	H 8	H11	H11.10	
		(2)	植田	630	H14	H19	H18. 4	
	山内村							農業集落排水施設計画なし
	大雄村							農業集落排水施設計画なし
湯沢市	湯沢市	4	(山田中央)		H 4	H 6	H 6.11	H30.3山田東部処理区へ統合
		(4)	深堀	675	H 8	H11	H10.11	
			山田東部[山田中央]	1,749	H12	H17	H15.11	
			松岡	761	H18	H23	H22. 3	
			松岡〈新城〉	59	H18	H23	H22. 3	
	稲川町							農業集落排水施設計画なし
	雄勝町							農業集落排水施設計画なし
	皆瀬村							農業集落排水施設計画なし
羽後町	羽後町	3	床舞	898	H 6	H 9	H 9. 8	
		(2)	土舘[嶋田]	1,104	H10	H14	H13. 8	
			(嶋田)		H18	H21	H20.4	H20.4土舘処理区へ統合
東成瀬村								農業集落排水施設計画なし
合計		201 (150)		71,709				

（注）1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での農集排計画処理区と農集排事業等で整備された地区を表記。
2 計画人口はR8.3.31時点の計画処理人口である。
3 集排整備事業の地区名と処理区名が異なる場合は、地区名の後に処理区名を〈 〉書きで表記。
4 処理場を持たない地区（公共下水道接続、他処理区へ接続している地区）は、地区名を()書きで表記。
5 他の集排地区を接続している処理区は、処理区名の後に接続している地区名を[]書きで表記。
6 地区数欄 下段()は令和7年度末時点において現存する処理区数を表記。

（３）農業集落排水施設 処理人口普及率、整備率

（令和７年度末）

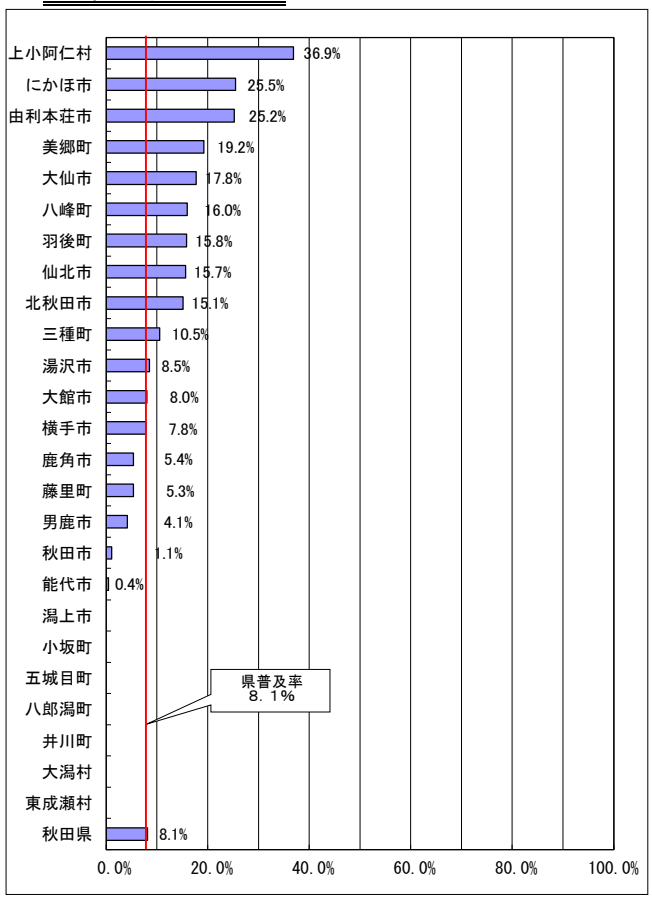
順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	普及率	計画区域内人口	整備率	着手年度	供用年月	備　考
1	上小阿仁村	1,771	653	36.9%	653	100.0%	H 2	H 4. 7	
2	にかほ市	21,600	5,509	25.5%	5,509	100.0%	H 1	H 4. 5	
3	由利本荘市	68,447	17,262	25.2%	17,262	100.0%	S57	S59. 6	
4	美郷町	16,953	3,262	19.2%	3,262	100.0%	S58	S61.11	
5	大仙市	71,752	12,738	17.8%	12,738	100.0%	H 1	H 4. 6	
6	八峰町	5,868	938	16.0%	938	100.0%	H10	H12.12	
7	羽後町	12,632	2,002	15.8%	2,002	100.0%	H 6	H 9. 8	
8	仙北市	22,062	3,453	15.7%	3,453	100.0%	S63	H 4. 4	
9	北秋田市	26,913	4,072	15.1%	4,072	100.0%	S58	S61. 1	
10	三種町	13,615	1,436	10.5%	1,436	100.0%	S58	S62. 4	
11	湯沢市	38,217	3,244	8.5%	3,244	100.0%	H 4	H 6.11	
12	大館市	63,310	5,053	8.0%	5,053	100.0%	S62	H 2. 4	
13	横手市	78,175	6,101	7.8%	6,101	100.0%	S58	S63. 4	
14	鹿角市	26,084	1,403	5.4%	1,403	100.0%	H10	H13. 4	
15	藤里町	2,644	141	5.3%	141	100.0%	H11	H14.12	
16	男鹿市	22,563	936	4.1%	936	100.0%	H 6	H 9.12	
17	秋田市	287,738	3,151	1.1%	3,151	100.0%	S58	S59. 6	
18	能代市	45,798	206	0.4%	206	100.0%	H 9	H11. 8	
	潟上市	30,709					H10	H14.3	下水道へ接続
	小坂町	4,276							
	五城目町	7,504					H 7	H11. 5	下水道へ接続
	八郎潟町	5,049					S63	H 3. 3	下水道へ接続
	井川町	4,036					H 5	H 7. 4	下水道へ接続
	大潟村	2,869							
	東成瀬村	2,167							
	秋田県計	882,752	71,560	8.1%	71,560	100.0%			

*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の地区を除く。
　但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排区域内(但し、R8.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

*3 分割採択地区は１地区として計上。

普及率グラフ



$$普及率(\%) = \frac{処理区域内人口}{住民基本台帳人口} \times 100$$

$$整備率(\%) = \frac{処理区域内人口}{計画区域内人口} \times 100$$

農業集落排水施設 処理人口普及率、整備率　推移

項目＼年度	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末	R6末	R7末
普及率	10.1%	10.0%	9.6%	9.3%	8.9%	8.6%	8.4%	8.1%

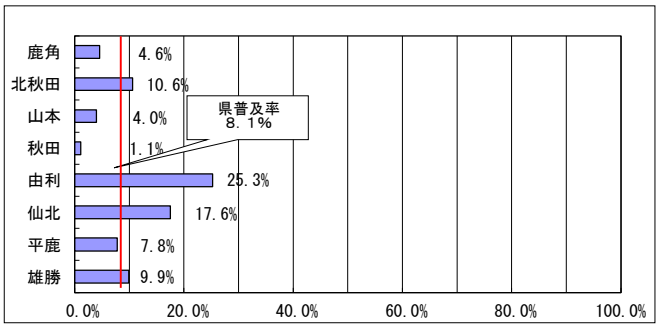
項目＼年度	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末	R6末	R7末
整備率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

地域振興局別　農業集落排水処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	普及率
鹿　角	30,360	1,403	4.6%
北秋田	91,994	9,778	10.6%
山　本	67,925	2,721	4.0%
秋　田	360,468	4,087	1.1%
由　利	90,047	22,771	25.3%
仙　北	110,767	19,453	17.6%
平　鹿	78,175	6,101	7.8%
雄　勝	53,016	5,246	9.9%
県　計	882,752	71,560	8.1%

*1 公共下水道接続の地区を除く。
*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農集排区域内(但し、R8.3.31時点で農集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別　普及率グラフ



（４）農業集落排水施設 接続率

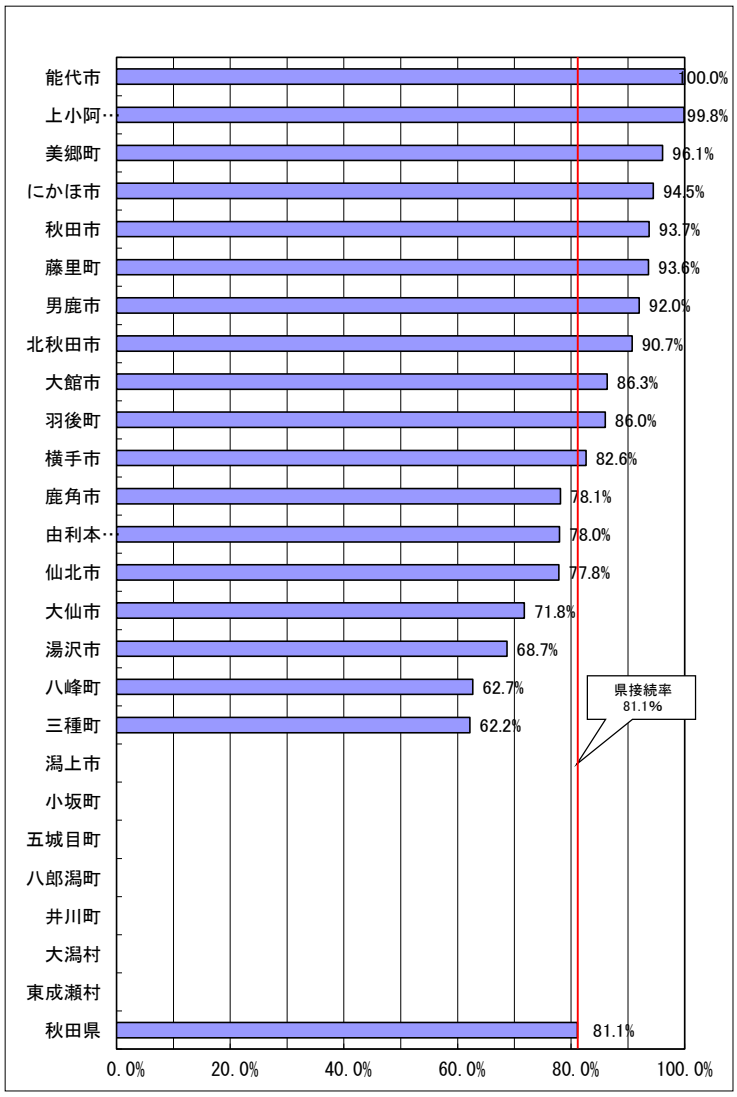
（令和７年度末）

順位	市 町 村 名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接 続 人 口	接続率	着手年度	供用年月
1	能代市	45,798	206	206	100.0%	H 9	H11. 8
2	上小阿仁村	1,771	653	652	99.8%	H 2	H 4. 7
3	美郷町	16,953	3,262	3,135	96.1%	S58	S61.11
4	にかほ市	21,600	5,509	5,205	94.5%	H 1	H 4. 5
5	秋田市	287,738	3,151	2,953	93.7%	S58	S59. 6
6	藤里町	2,644	141	132	93.6%	H11	H14.12
7	男鹿市	22,563	936	861	92.0%	H 6	H 9.12
8	北秋田市	26,913	4,072	3,694	90.7%	S58	S61. 1
9	大館市	63,310	5,053	4,363	86.3%	S62	H 2. 4
10	羽後町	12,632	2,002	1,722	86.0%	H 6	H 9. 8
11	横手市	78,175	6,101	5,040	82.6%	S58	S63. 4
12	鹿角市	26,084	1,403	1,096	78.1%	H10	H13. 4
13	由利本荘市	68,447	17,262	13,456	78.0%	S57	S59. 6
14	仙北市	22,062	3,453	2,688	77.8%	S63	H 4. 4
15	大仙市	71,752	12,738	9,143	71.8%	H 1	H 4. 6
16	湯沢市	38,217	3,244	2,229	68.7%	H 4	H 6.11
17	八峰町	5,868	938	588	62.7%	H10	H12.12
18	三種町	13,615	1,436	893	62.2%	S58	S62. 4
—	潟上市	30,709	0	0	—	—	—
—	小坂町	4,276	0	0	—	—	—
—	五城目町	7,504	0	0	—	—	—
—	八郎潟町	5,049	0	0	—	—	—
—	井川町	4,036	0	0	—	—	—
—	大潟村	2,869	0	0	—	—	—
—	東成瀬村	2,167	0	0	—	—	—
	秋 田 県 計	882,752	71,560	58,056	81.1%		

*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の地区を除く。
但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。
*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排区域内(但し、R8.3.31 時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。
*3 分割採択地区は１地区として計上。

$$接続率(\%) = \frac{接続人口}{処理区域内人口} \times 100$$

接続率グラフ



農業集落排水施設 接続率推移

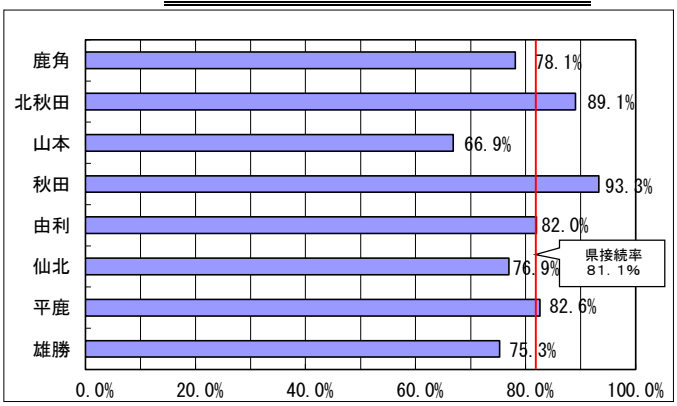
項目＼年度	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末	R4末	R5末	R6末	R7末
接続率	79.5%	80.0%	81.1%	81.2%	80.8%	81.8%	80.6%	80.8%	81.1%

地域振興局別　農業集落排水施設 接続率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接 続 人 口	接続率
鹿　角	30,360	1,403	1,096	78.1%
北 秋 田	91,994	9,778	8,709	89.1%
山　本	67,925	2,721	1,819	66.9%
秋　田	360,468	4,087	3,814	93.3%
由　利	90,047	22,771	18,661	82.0%
仙　北	110,767	19,453	14,966	76.9%
平　鹿	78,175	6,101	5,040	82.6%
雄　勝	53,016	5,246	3,951	75.3%
県　計	882,752	71,560	58,056	81.1%

*1 公共下水道接続の地区を除く。
*2 処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農集排区域内(但し、R8.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別　接続率グラフ



（５）農業集落排水施設 使用料

令和8年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系 （区分水量）　‖は基本水量（基本使用料）の区分線｜　は水量毎の単価の区分線	基本水量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	使用料体系 消費税	1ヶ月20m3・(3人)当り料金 消費税込 (円/20m3)
鹿角市	(m3) 0 ——（基本料1世帯当たり2,540円）＋（人員割料世帯人員1人当たり715円） (円)	－	2,540	税込み	4,685
※大館市	(m3) 0 ‖ 10 20 50 100 (円) 1,540 165 176 209 231	10	1,540	税込み	3,190
北秋田市	(m3) 0 ‖ 10 20 30 40 50 100 (円) 1,705 184 196 209 222 235 249	10	1,705	税抜き	3,540
※上小阿仁村	(m3) ——（基本料1世帯当たり1,715円）＋（人員割料世帯人員1人当たり572円） (円)	－	1,715	税抜き	3,774
能代市	(m3) ——（基本料1世帯当たり1,830円）＋（人員割料世帯人員1人当たり470円） (円)	－	1,830	税抜き	3,564
※藤里町	(m3) 10 (円) 1,200 120	10	1,200	税抜き	2,640
※八峰町	(m3) 10 (円) 1,650 165	10	1,650	税込み	3,300
※三種町	(m3) 0 ‖ 10 100 500 1000 (円) 1,540 154 143 132 121	10	1,540	税込み	3,080
※秋田市	(m3) 0 ‖ 10 30 50 100 500 1,000 (円) 1,020 181 226 249 305 352 427	10	1,020	税抜き	3,113
※男鹿市	(m3) 0 ‖ 10 20 50 100 (円) 1,650 165 176 209 231	10	1,650	税込み	3,300
※由利本荘市	(m3) 0 ‖ 10 20 50 100 (円) 125 156 177 198 220	－	523	税込み	3,333
にかほ市	(m3) 0 ‖ 10 (円) 1,100 110	10	1,100	税抜き	2,420
※大仙市	(m3) 0 ‖ 10 30 50 100 (円) 1,540 168 178 210 242	10	1,540	税込み	3,220
※仙北市	(m3) 0 5 ‖ 10 20 30 40 50 100 (円) 2,200 0 143 154 165 176 187 198	10	2,200	税込み	3,630
美郷町	(m3) 0 5 (円) 550 143	5	550	税込み	2,695
※横手市	(m3) 0 5 ‖ 10 20 30 40 50 100 (円) 770 154 163.9 173.8 183.7 193.6 203.5 213.4	5	770	税抜き	3,179
※湯沢市	(m3) 0 6 ‖ 20 50 100 (円) 1,327 174 185 195 205	6	1,327	税込み	3,763
羽後町	(m3) ——（基本料1世帯当たり1,425円）＋（人員割料世帯人員1人当たり544円） (円)	－	1,425	税込み	3,057

※　公共下水道使用料と同じ

（６）農業集落排水施設　水洗化助成・貸付制度

令和8年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所 １世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所			し尿浄化槽		
			貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
※鹿角市	いずれも工事費が１０万円以上（税込）および市内業者が施工する工事 ①住環境向上対策事業：補助対象額の２０%、上限１０万円		1世帯当り80万円以内 法人以外のアパート等の場合は1部屋につき30万円以内で限度額150万円	50ヶ月以内 元金均等毎月償還	市負担	汲取便所と同様		
大館市	住宅リフォーム支援事業(下水道・農集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費30万円以上 ①一般補助：工事費の５%（上限１０万円） ②子育て世帯：工事費の10%（上限２０万円） ③三世代同居：工事費の10%（上限３０万円） ④大館市空き家バンク登録住宅：市内在住の方　工事費の１０%（上限３０万円） ⑤大館市空き家バンク登録住宅：市外転入の方　工事費の２０%（上限５０万円） ⑥移住者支援：工事費の１５%（上限４０万円） ⑦被災者支援（甚大な自然災害により市が支援可能とした場合）		（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
北秋田市	生活扶助世帯及び準ずる世帯を対象に改造費の40%以内、限度額24万円 住宅リフォーム補助 一般世帯 工事費の10% 限度額10万円 子育て世帯 工事費の15% 限度額30万円 中古住宅購入 工事費の20% 限度額40万円 災害復旧　工事費の10%　限度額10万円（R7以降の自然災害に伴う被害の復旧） 移住者加算 上記補助金に加え工事費の15% 限度額30万円 下水道接続工事加算 上記補助金に加え、定額5万円		1世帯当り100万円 供用開始から３年超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
上小阿仁村	宅地内配管費補助　1戸当り　2万円		（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
能代市	住宅リフォーム支援事業 ・対象工事費30万円以上：対象工事費の10%（ただし、補助金が20万円を超えるときは、20万円）		対象工事１件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 （供用開始３年以内）	汲取便所と同様		
※藤里町	・加入奨励金：上限7万円 ・資金対策助成金：上限4.2万円 ・積立奨励金：上限3万円 ・環境浄化促進助成金（配管、桝、便器、既設便槽解体に助成）		（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
※三種町	住宅リフォーム助成事業（下限工事費20万円以上対象） ・対象工事費用の10% ・上限15万円		1戸当たり100万円 2箇所以上の場合は2箇所目から1箇所40万円（限度額200万円） 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内 元金均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八峰町	八峰町住まいづくり応援事業 （下水道・農集・漁集・浄化槽への接続工事も対象） ・対象工事費の15%を上限（上限30万円） 　下水道新規接続の場合は一律10万円上乗せ		1世帯当り70万円以内 2個以上のトイレを水洗化した場合は100万円以内	50ヶ月以内 均等償還	町負担	汲取便所と同様		
秋田市	・一戸2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円 　※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の 元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内 125万円限度	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
男鹿市			（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
由利本荘市	・住宅リフォーム補助 工事費の15または10%（工事費50または20万円以上） 限度額20または10万円		（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
にかほ市	住宅リフォーム推進事業補助金 ・一般型　工事費 5%又は最大10万円 ・子育て持ち家型　工事費10%又は最大20万円 ・子育て空き家購入型　工事費15%又は最大30万円 ・空き家購入型　工事費10%又は最大20万円 ・高齢者持ち家型　工事費10%又は最大20万円		（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
※大仙市		下水道接続促進補助金 ・合併処理浄化槽 　新規の接続工事に５万円の補助金	（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
※仙北市			仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん制度（上限100万円）	50か月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
※美郷町	既存住宅が新規に接続する際、美郷町内業者が施工する下水道接続工事の場合、接続工事費の1/2以内（補助限度額20万円）を助成		（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
※横手市			供用開始後３年以内 １世帯当り　120万円 供用開始後３年超 １世帯当り　80万円	最大72ヶ月までの 均等償還	市負担	汲取便所と同様		
※湯沢市			（貸付制度なし）			（貸付制度なし）		
羽後町	・高齢者世帯排水設備工事費助成　　限度額 40万円（条件：65歳以上のみの世帯、分担金減免基準該当、個人負担 5万円/人） ・身体障害者世帯排水設備工事費助成　　限度額 30万円（条件：1又は2級、3級1種及び4級1種の障害認定者が同居している世帯） ・住環境リフォーム助成　　助成金額 30万円（条件：排水設備工事を含む住宅の増改築工事を実施。工事総額が100万円以上であること。）	浄化槽廃止助成（条件：浄化槽を廃止し農集排施設に接続する世帯） ・設置後１０年以上の合併浄化槽又は単独浄化槽を所有　10万円	1世帯当り　90万円以内 2個以上の場合は限度額120万円	60ヶ月以内 均等償還	町負担	汲取便所と同様		

※　公共下水道の助成・貸付制度と同じ

７．漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等

（１） 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等　処理区（地区）一覧表

（令和７年度末）

実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 （地区名）	計画人口 （人）	事業期間 着手	事業期間 完了	供用開始 年　月	摘　要
【漁業集落排水施設】							
男鹿市	男鹿市	入道崎	216	H10	H13	H14.1	
		門前	79	H21	H24	H25.4	
	若美町	（若美）	―	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続
	（市計）	2処理区	295				
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	856	H7	H14	H10.6	
	西目町	出戸	214	H2	H7	H8. 4	
	（市計）	2処理区	1,070				
八峰町	八森町	岩館	533	H11	H20	H18.3	
［漁集施設 計］		5処理区	1,898				
【林業集落排水施設】							
横手市	大森町	武道	41	H8	H10	H10.12	
仙北市	西木村	中里	72	H12	H15	H15.3	
		相内潟	12	H9	H10	H11.3	
	（市計）	2処理区	84				
［林集施設　計］		3処理区	125				
【簡易排水処理施設】							
由利本荘市	岩城町	雪川	23	H5	H5	H6. 4	
		下黒川	34	H11	H11	H12.4	
		六呂田	40	H12	H12	H13.4	
		泉田	18	H12	H12	H13.4	
		福俣	31	H13	H13	H14.4	
	（市計）	5処理区	146				
仙北市	西木村	潟尻	13	H11	H12	H13.3	
［簡易排水施設　計］		6処理区	159				
【小規模集合排水処理施設】							
横手市	大森町	矢走	13	H6	H6	H7. 4	
由利本荘市	岩城町	下蛇田	33	H14	H14	H15.4	
	由利町	二夕子	13	H8	H8	H9. 6	
		田代	18	H8	H8	H9. 6	
	（市計）	3処理区	64				
にかほ市	仁賀保町	水沢	31	H7	H7	H8. 5	
		上坂	32	H8	H8	H9. 5	
		下坂	12	H11	H11	H12.5	
	（市計）	3処理区	75				
［小規模排水施設　計］		7処理区	152				
漁集・林集・簡易・小規模 排水処理施設　合計		21処理区	2,334				（公共下水道接続地区を除く。）

*1　H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。
*2　計画人口は、R8.3.31時点の計画処理人口である。
*3　公共下水道接続地区は地区名を（　　）書きで表記。

(2)漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 普及率・整備率・接続率

（令和7年度末）

市町村名	住民基本台帳人口	計画区域内人口（人）	処理区域内人口（人）	普及率	整備率	接続人口（人）	接続率	供用済地区数
横手市	78,175	54	54	0.1%	100.0%	54	100.0%	2
男鹿市	22,563	295	295	1.3%	100.0%	278	94.2%	2
由利本荘市	68,447	1,280	1,280	1.9%	100.0%	1,129	88.2%	10
にかほ市	21,600	75	75	0.3%	100.0%	71	94.7%	3
仙北市	22,062	97	97	0.4%	100.0%	72	74.1%	3
八峰町	5,868	533	533	9.1%	100.0%	395	74.1%	1
県　合計	882,752	2,334	2,334	0.3%	100.0%	1,999	85.6%	21

*1 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区を除く。
　但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

$$\text{整備率}(\%) = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

$$\text{整備率}(\%) = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

$$\text{接続率}(\%) = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

（参考　事業区分別　計画人口、処理人口、接続人口）

市町村名	漁業集落排水			林業集落排水			簡易排水施設			小規模施設		
	計画区域内人口（人）	処理区域内人口（人）	接続人口（人）	計画区域内人口（人）	処理区域内人口（人）	接続人口（人）	計画区域内人口（人）	処理区域内人口（人）	接続人口（人）	計画区域内人口（人）	処理区域内人口（人）	接続人口（人）
横手市				41	41	41				13	13	13
男鹿市	295	295	278									
由利本荘市	1,070	1,070	940				146	146	132	64	64	57
にかほ市										75	75	71
仙北市				84	84	60	13	13	12			
八峰町	533	533	395									
県　合計	1,898	1,898	1,613	125	125	101	159	159	144	152	152	141

（２）法定検査の実施状況（第７条及び第１１条検査）

浄化槽検査には、浄化槽法第７条に基づく浄化槽設置後の検査「７条検査」と浄化槽法第１１条に基づく年１回の検査「１１条検査」があります。「７条検査」は、新規に設置された浄化槽について行われ、「１１条検査」は、既設浄化槽について行われます。浄化槽法の改正により、「７条検査」は、合併処理浄化槽のみとなっていますが、「１１条検査」については、平成１２年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽も含まれます。

浄化槽の水質に関する検査の目的は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとされています。「７条検査」では、その機能をおおむね発揮した時点において、所定の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施するものであることとされ、「１１条検査」では、適正な維持管理により所定の処理機能が確保されているかに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、定期的、継続的に実施するものであることとされています。

浄化槽法検査実施結果（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

令和６年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

都道府県名	設置基数				新設基数		受検率（7条検査）	受検率（11条検査）	
	全数	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	高度処理型割合	全数	高度処理型割合		全数	合併処理浄化槽のみ
北海道	78,702	17,900	60,802	35.7%	1,102	69.3%	100.0%*	77.9%	85.5%
青森県	116,198	67,004	49,194	5.3%	972	59.4%	100.0%*	49.0%	80.7%
岩手県	60,348	3,850	56,498	47.6%	859	97.2%	100.0%*	89.5%	90.4%
宮城県	78,200	19,950	58,250	32.7%	896	57.8%	100.0%	94.9%	96.9%
秋田県	71,763	26,171	45,592	31.9%	558	53.9%	100.0%*	63.2%	79.3%
山形県	65,187	30,259	34,928	27.9%	399	62.2%	100.0%*	79.2%	87.7%
福島県	277,844	142,569	135,275	49.3%	2,231	95.9%	86.9%	36.5%	72.4%
茨城県	252,931	79,572	173,359	46.6%	3,424	99.2%	98.1%	51.1%	62.4%
栃木県	161,612	48,555	113,057	38.5%	1,738	99.5%	100.0%	78.6%	78.4%
群馬県	306,380	153,769	152,611	55.8%	3,663	99.3%	100.0%*	80.7%	86.1%
埼玉県	474,587	220,125	254,462	21.4%	4,683	94.7%	87.5%	24.8%	39.1%
千葉県	446,055	183,837	262,218	41.8%	5,802	96.4%	90.4%	20.2%	31.6%
東京都	16,571	7,890	8,681	55.9%	128	98.4%	96.4%	30.7%	50.5%
神奈川県	131,817	86,069	45,748	30.4%	814	69.2%	76.9%	18.4%	33.9%
新潟県	183,000	121,513	61,487	33.5%	1,244	72.3%	92.9%	70.4%	80.2%
富山県	37,649	24,786	12,863	33.3%	146	94.5%	100.0%	42.5%	74.7%
石川県	51,163	26,396	24,767	39.0%	1,613	88.7%	100.0%	28.3%	37.1%
福井県	34,051	18,128	15,923	36.2%	156	91.0%	100.0%	58.2%	78.1%
山梨県	122,120	69,874	52,246	34.9%	1,113	98.5%	95.5%	19.6%	40.9%
長野県	86,220	11,872	74,348	12.3%	1,163	36.0%	93.7%	77.4%	84.7%
岐阜県	177,092	91,076	86,016	42.0%	1,223	98.1%	100.0%	96.6%	98.9%
静岡県	465,084	250,844	214,240	13.4%	5,435	21.3%	90.9%	39.0%	64.1%
愛知県	539,404	294,630	244,774	40.6%	5,661	73.0%	100.0%*	29.6%	56.7%
三重県	225,646	96,027	129,619	40.5%	2,135	97.5%	99.7%	41.2%	57.9%
滋賀県	27,314	9,128	18,186	8.6%	171	56.7%	100.0%	58.2%	68.6%
京都府	32,178	9,979	22,199	21.0%	256	70.7%	94.3%	52.7%	67.3%
大阪府	96,730	50,556	46,174	37.4%	759	96.6%	100.0%*	16.1%	27.2%
兵庫県	80,044	33,696	46,348	26.4%	566	22.8%	100.0%*	67.7%	85.3%
奈良県	98,014	63,835	34,179	40.9%	624	98.9%	69.0%	22.0%	53.4%
和歌山県	212,161	97,132	115,029	26.7%	2,219	76.6%	100.0%*	46.1%	67.1%
鳥取県	24,143	11,983	12,160	27.0%	240	87.1%	100.0%*	61.4%	75.2%
島根県	71,490	30,766	40,724	34.3%	806	99.9%	100.0%	83.5%	94.9%
岡山県	168,061	52,895	115,166	31.2%	1,954	59.9%	100.0%	92.6%	95.5%
広島県	175,296	66,530	108,766	31.6%	2,003	54.5%	100.0%	78.7%	83.8%
山口県	122,440	49,261	73,179	30.0%	1,176	77.0%	91.8%	58.3%	64.8%
徳島県	207,293	123,332	83,961	43.3%	2,129	98.2%	100.0%	63.2%	72.5%
香川県	180,766	79,158	101,608	49.1%	2,676	98.9%	100.0%	57.5%	66.5%
愛媛県	181,397	89,435	91,962	46.1%	1,711	98.6%	100.0%	39.4%	75.8%
高知県	107,485	40,599	66,886	39.7%	1,297	97.5%	99.4%	57.9%	72.3%
福岡県	184,975	40,024	144,951	39.4%	3,231	71.6%	100.0%	75.3%	84.2%
佐賀県	59,296	16,171	43,125	50.0%	1,063	86.3%	100.0%	82.5%	92.2%
長崎県	81,778	12,941	68,837	51.7%	1,729	99.0%	88.1%	86.4%	88.8%
熊本県	146,121	50,728	95,393	47.8%	1,687	93.7%	100.0%	68.7%	79.6%
大分県	151,124	58,489	92,635	41.3%	2,330	59.5%	100.0%	47.3%	71.5%
宮崎県	146,402	59,195	87,207	44.8%	2,066	67.9%	100.0%	59.4%	71.6%
鹿児島県	327,977	101,214	226,763	41.3%	4,758	99.0%	99.9%	56.9%	55.0%
沖縄県	92,448	50,898	41,550	46.7%	1,768	96.1%	100.0%	10.3%	21.9%
合計	7,433,857	3,290,611	4,143,246	37.0%	84,377	81.3%	97.2%	50.9%	67.2%

注）*は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

８．合併処理浄化槽整備事業

（１）合併処理浄化槽整備事業概要

《事業目的》

合併処理浄化槽整備事業の目的は、公共用水域の環境保全及び快適な生活環境の確保のために、公共下水道などの集合処理施設（下水道、集落排水）の整備によりがたい地域において、合併処理浄化槽の整備を促進し生活排水処理施設を普及させることである。

《事業内容》

○浄化槽設置整備事業（国庫補助事業 S62～、県費補助 H3～） 個人設置型

住居単位で設置、個人管理

個人で浄化槽を設置しようとする者に対し市町村が助成を行う場合に、その助成費用の一部を市町村に対して補助するもの。

○浄化槽市町村整備推進事業（国庫補助事業 H6～、県費補助なし） 市町村設置型

集落単位を市町村で整備、市町村管理

市町村自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を図るものであり、個人設置型の事業とは異なり、市町村予算と国庫補助で事業が行われることから、住民負担の軽減が図られる仕組みとなっている。

令和7年度　合併処理浄化槽整備事業概要

No	事業主体 市町村名	市町村設置型 ・ 個人設置型	循環型社会形成推進交付金	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	設置基数	人槽別内訳　上段:市町村設置型　下段:個人設置型									
						5人槽	6～	8～	11～	16～	21～	26～	31～	41～	51～
						5人槽	6～	8～	11～		21～		31～		51～
1	秋田市	市町村設置型	○		3	3									
2	能代市	市町村設置型	○		31	29	1	1							
		個人設置型	○		7	7									
3	横手市	個人設置型	○		71	69	1	1							
4	大館市	個人設置型	○		26	26									
5	男鹿市	個人設置型	○		2	2									
6	湯沢市	個人設置型	○		22	16	4	2							
7	鹿角市	個人設置型	○		25	24	1								
8	由利本荘市	個人設置型	○		36	34	2								
9	潟上市														
10	大仙市	個人設置型	○		43	40	3								
11	北秋田市	個人設置型	○		10	10									
12	にかほ市														
13	仙北市	個人設置型	○		20	17	3								
14	小坂町	個人設置型	○		2	2									
15	上小阿仁村														
16	藤里町														
17	三種町	個人設置型	○		3	3									
18	八峰町														
19	五城目町	個人設置型			3	3									
20	八郎潟町														
21	井川町														
22	大潟村														
23	美郷町	個人設置型	○		15	15									
24	羽後町	個人設置型	○		11	11									
25	東成瀬村														
計		市町村設置型	2市		34	32	1	1							
		個人設置型	15市町村(10市5町)		296	279	14	3							
合　計			16市町村(11市5町)		330	311	15	4							

合併処理浄化槽整備事業経緯

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
個人設置型	実施市町村	17	19	19	20	20	21	20	20	20	19	19	19	19	20	18	13	15
	設置基数	932	930	828	797	860	637	708	710	664	610	543	468	483	436	421	362	296
市町村設置型	実施市町村	11	9	8	5	4	4	3	4	3	3	2	3	3	3	3	3	2
	設置基数	274	213	139	172	120	119	51	68	52	44	47	54	50	38	36	37	34
浄化槽整備事業計	設置基数	1,206	1,143	967	969	980	756	759	778	716	654	590	522	533	474	457	399	330

＊市町村合併　H17末 25市町村

＊繰越は、事業実施年度に計上

（3）合併処理浄化槽施設 使用料【市町村設置型】

令和8年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系 （区分水量）　｜は基本水量（基本使用料）の区分線　｜は水量毎の単価の区分線	基本水量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	使用料体系 消費税	1ヶ月20m3・（3人）当り料金 消費税込 (円/20m3)	設置基数 (国庫補助) (基)
大館市 （住家：人数制）	（1人6㎥で算定した量に相当する従量制の金額。ただし、1人は、基本使用料 1,540円。）	－	1,540	税込み	2,860	285
大館市 （非住家：従量制） ※公共下水道使用料と同じ	0／10／20／50／100 (m3) 1,540／165／176／209／231 (円)	10	1,540	税込み	3,190	
北秋田市 （専用・併用住宅）	（月額使用料：5人槽　3,543円）	－	3,543	税込み	3,543	214
北秋田市 （事業所等）	（月額使用料：5人槽　4,185円）	－	4,185	税込み	4,185	
能代市 （専用・併用住宅）	（月額使用料：5人槽　2,600円）	－	2,600	税抜き	2,860	1,987
能代市 （事業所等）	（月額使用料：5人槽　3,800円）	－	3,800	税抜き	4,180	
藤里町	（月額使用料：5人槽　2,420円）	－	2,420	税抜き	2,662	141
八峰町	（月額使用料：5人槽　3,140円）	－	3,140	税込み	3,140	20
秋田市 ※公共下水道使用料と同じ	0／10／30／50／100／500／1,000 (m3) 1,020／181／226／249／305／352／427 (円)	10	1,020	税抜き	3,113	210
潟上市 ※公共下水道使用料と同じ	0／1／10／20／30／50／100 (m3) 935／55／176／187／198／220／242 (円)	1	935	税込み	3,190	88
由利本荘市 ※公共下水道使用料と同じ	0／10／20／50／100 (m3) 523／125／156／177／198／220 (円)	0	523	税込み	3,333	134
大仙市 （旧西仙北町・旧協和町地区）	0／10／30／50／100 (m3) 1,210／168／178／210／242 (円)	10	1,210	税込み	2,890	381
仙北市	1人／2人／3人／4人／5人／6人／7人／8人／9人／10人※H25.11より料金統一 2,200／2,200／3,300／3,850／4,400／4,950／6,160／6,820／7,480／8,140／8,800 (円)	－	2,200	税込み	3,850	789
横手市	（月額使用料：5人槽　5,500円）	－	5,500	税込み	5,500	516
湯沢市 （旧稲川町・旧皆瀬村地区）	（月額使用料：5人槽　3,480円）	－	3,480	税込み	3,480	1,521
東成瀬村	（月額使用料：5人槽　2,200円）	－	2,200	税抜き	2,420	689

（4）合併処理浄化槽　補助金制度

令和8年4月現在

市町村名	補助金交付限度額		補助金の対象
	個別処理計画区域内	集合処理計画区域内	
鹿　角　市	5人槽　　414,000円 6～ 7人槽　474,000円 8～10人槽　660,000円		・専用住宅(店舗等併用住宅を含む) ・既存槽を撤去した場合、撤去に要した費用のうち下記の額を上限額として加算する。 単独処理浄化槽　150,000円 汲取り槽　　120,000円 ・既存槽を撤去した場合、単独浄化槽及びくみ取り槽からの転換に係る配管工事費　330,000円
小　坂　町	5人槽　　717,000円 6～ 7人槽　939,000円 8～10人槽　1,330,000円		・専用住宅
大　館　市	5人槽　　414,000円 6～ 7人槽　474,000円 8～10人槽　660,000円		・専用住宅(店舗等併用住宅を含む) ・くみ取り便槽撤去費　　120,000円 ・単独処理浄化槽撤去費　150,000円 ・単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換に係る配管工事費　　330,000円
北秋田市	5人槽　　552,000円 6～ 7人槽　632,000円		・専用・併用住宅 ・くみ取り槽撤去費　120,000円 ・単独浄化槽撤去費　150,000円 ・単独浄化槽から雨水貯留槽への再利用　120,000円 ・単独浄化槽及びくみ取り槽からの転換に係る配管工事費　330,000円
上小阿仁村	5人槽　　429,000円 6～ 7人槽　534,000円 8～10人槽　706,000円		・専用住宅
能　代　市	5人槽　414,000円以内 7人槽　474,000円以内 10人槽　660,000円以内		・専用・併用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
三　種　町	5人槽　　547,000円 6～7人槽　673,000円		・専用住宅(主に居住を目的とする住宅(併用住宅を含む。)) (高度処理浄化槽のみ対象) ・くみ取り便槽撤去費　　120,000円 ・単独処理浄化槽撤去費　150,000円 ・単独浄化槽から雨水貯留槽への再利用　120,000円 ・単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換に係る宅内配管工事費　　330,000円
八　峰　町	5人槽　　390,000円 6～ 7人槽　474,000円 8～10人槽　660,000円		・専用・併用住宅
藤　里　町	5人槽　793,800円 7人槽　993,600円 10人槽　1,345,500円		・専用住宅
男　鹿　市	5人槽　　414,000円(438,000円) 6～ 7人槽 474,000円(516,000円) 8～10人槽　660,000円(684,000円) ※(　)「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者		・専用住宅 (主に居住を目的とする住宅で、店舗等併用住宅、賃貸住宅、一戸建建売住宅等を含む。)
潟　上　市	5人槽　　414,000円(438,000円) 6～ 7人槽　474,000円(516,000円) 8～10人槽　660,000円(684,000円) ※(　)「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者		・専用住宅及び店舗等併用住宅
五城目町	5人槽　　438,000円 6～ 7人槽　516,000円 8～10人槽　684,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八郎潟町	5人槽　　438,000円 6～ 7人槽　516,000円		・専用住宅及び店舗等併用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
井　川　町	5人槽　　408,000円 6～ 7人槽　492,000円 8～10人槽　627,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
由利本荘市	5人槽　　622,000円(414,000円) 6～ 7人槽　734,000円(474,000円) 8～10人槽　1,021,000円(660,000円) (11～20人槽　1,002,000円) (21～30人槽　1,545,000円) (31～50人槽　2,129,000円) (51人槽以上　2,429,000円上限) ※(　)内は事業所等に対する補助金		・専用住宅 ・事業所等
にかほ市	5人槽　　414,000円 6～ 7人槽　474,000円 8～10人槽　660,000円 又は上記人槽の工事費の40%のいずれか小さい額		・専用住宅(処理対象人員5人以上10人槽以下の合併処理浄化槽)
大　仙　市	5人槽　　390,000円(455,000円) 6～ 7人槽　474,000円(553,000円) 8～10人槽　660,000円(770,000円) ※(　)市内の業者が施工する場合であって、汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から転換するもの		・専用住宅
仙　北　市	5人槽　　414000円 6～ 7人槽 474,000円 8～10人槽　660,000円		・専用住宅
美　郷　町	5人槽　　464,000円(484,000円) 6～ 7人槽　524,000円(544,000円) 8～10人槽　710,000円(730,000円) ※(　)町内業者による施工の場合		・専用住宅等 (50人槽以下の合併処理浄化槽)
横　手　市	5人槽　　514,000円 6～ 7人槽　574,000円 8～10人槽 760,000円	5人槽　　414,000円 6～7人槽　474,000円 8～10人槽 660,000円	・専用住宅 ・くみ取り槽撤去費　120,000円 ・単独浄化槽撤去費　150,000円 ・単独浄化槽及びくみ取り槽からの転換に係る配管工事費　330,000円
湯　沢　市	5人槽　　519,000円 6～ 7人槽　594,000円 8～10人槽　834,000円		・専用住宅(店舗等併用住宅を含む) ・高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯・若者世帯には50,000円を加算する。
羽　後　町	5人槽　414,000円 7人槽　474,000円 10人槽　660,000円		・専用住宅 ・かさ上げ助成 (1)単独処理浄化槽の撤去に要する費用　150,000円 (2)汲み取り槽の撤去に要する費用　　120,000円 (3)浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用　330,000円 (4)単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用　120,000円

※1.補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は、上記表のとおりである。
※2.交付対象は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域、農業集落排水事業等の事業採択を受けた区域及び個別排水処理施設整備事業対象区域を除いた地域。
※3.高度処理浄化槽：窒素除去能力を有するもの(放流水の総窒素濃度が20mg/L以下の機能を有するもの)をいう。
※4　12市町村で独自の嵩上げ補助を行っている。



「あきたの下水道」 ～資料編～

令和８年１１月

編集・発行　秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

〒０１８－８５７０　　秋田市山王４丁目１番１号
ＴＥＬ　０１８（８６０）２４６１（調整・上下水道チーム）
２４６５（経理チーム）
２４６３（流域土木チーム）
２４６４（流域設備チーム）
ＦＡＸ　０１８（８６０）３８１３
E-mail　gesuido@pref.akita.lg.jp